

平成21年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年9月7日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	

不応招議員

24 番 秦 眞治

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総 務 部 長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市 民 部 長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総 務 部 次 長	田中 利昭
市 民 部 次 長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	佐橋 市衛
教 育 部 次 長	田中 善広	広報秘書課長	寺田 実好

総務課長 川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は24番、秦眞治君であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、9月4日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第11番、藤下茂昭君、第12番、中島一雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、9月4日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第7号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） おはようございます。それでは、3点について質問を行います。

1点目に、集中改革プランについてであります。この間、市民懇談会及び市議会特別委員会で説明及び議論がされてきました。これらの議論を踏まえて質問を行います。

1点目に、分庁舎をはじめとする公共施設の統廃合案についてであります。分庁舎の廃止については、分庁舎は残してほしい、あるいは、分庁舎として廃止後、有効利用を求める要望が多く出されたと思います。少なくとも私は廃止に積極的な賛成はなかったと思っています。

とりわけ、廃止となれば中主地域のまちづくりのあり方、また分庁舎をどのように有効活用するののかについては、その方針が現在、市にないことへの意見と批判が多数あったと思います。また、多くの市民からもB&Gのプールやふれあいセンターの風呂の存続の要望も出されています。

よって、この間の議論を通じまして、プランの成案では統廃合予定の各施設をどのようにされるのか、改めてお聞きいたします。

2点目には、市民福祉、市民サービスに関わる諸案の問題についてであります。この問題も市民生活に関わる福祉、医療、教育の各施策や補助、負担についての廃止や縮小、負担増をプランでは認めています。市民懇談会や議会議論の中でも、例えばの例といたしまして、ごみ袋代や各種検診の一部負担の大幅な値上げ、修学旅行費の補助廃止など、言い出しましたら切りがありませんが、これらについても負担増となれば世帯当たりどれぐらの負担になるのかの問いにも明らかにされることなく、たちまち削減ありきで、将来を見通した場合、今回の各施策の後退により市民犠牲のみならず行財政運営上も今後ツケが回ってくることも危惧されます。これらの点も踏まえ、この部分で市民懇談会や議会議論を経てどのように考えているのかをお聞きいたします。

3点目に、本改革プランは来年度から2カ年にわたり各年度10億円の歳出削減を目的としています。言うまでもなく大事なことは市政のあり方と、さらに市民の大切な税金は市民の暮らしを守る立場で考えることが重要であります。この点からもプランの不十分さを指摘してまいりましたが、そこで、これにつきましても市民懇談会や議会議論の中で、また私もいろいろ意見、提案もしてきましたが、議論を踏まえて新たな歳出削減案や歳入

の増収の新たな考えを得たのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

2点目に、日米自由貿易協定についてお聞きいたします。

ご承知のように、現在、アメリカと日本との間に農産物の輸入自由化につながる日米自由貿易協定（F T A）の締結についてが大きな問題となっています。この発端は、2007年に発表された日米同盟に関する報告書、いわゆるアーミテージ報告において、農業はコメを含む日米のF T A（自由貿易協定）の中で交渉の中心課題になるべきであり、ならなければならないとしています。すなわち、この日米自由貿易協定がコメの輸入自由化にあることは明らかであります。

仮にこのような方向で協定が締結となれば、日本のコメが82%、穀物が48%に生産量が減少すると言われていています。日本農業、ひいては野洲農業も壊滅的打撃を受けることになります。本来、自国の農産物の生産を優先させ、必要な国境措置、すなわち関税を取る、価格保障をやる、そういう自主的に農業政策を決める食料主権という考え方が当たり前でありまして、この考えは途上国も含めて世界の圧倒的な流れであります。

現在、日本の農産物の平均関税が12%に対して、E U（欧州連合）では約20%になっています。その中で世界最大の農産物輸出国のアメリカは、日本にとっても最大の農産物輸入相手国となっています。2008年の日本の農産物輸入額は5兆9,821億円、その32.5%をアメリカが占めています。

日本が輸出競争力を持つ鉱工業製品の関税は既にかなり低くなっていますが、一方、農産物の平均関税率は、日本の11.7%に対してアメリカは5.5%であります。日本で高関税が実施されているのは、コメの490%など、一部の品目に過ぎません。ですから、これらの理由により日米F T Aでコメを含む農産物が標的にされることは明らかであります。

よって、もしこのまま日米自由貿易協定の交渉で締結となれば、日本農業は壊滅的な打撃を受けることは必至であります。野洲市でも多くの農家がこの成り行きに憂慮しており、日本農業、野洲農業を守ることを強く要望されています。

よって、1点目に、市長はこの日米自由貿易協定についてどのような見解なのか。2点目に、日本農業、野洲農業を守る立場から政府に締結中止を主張すべきと考えますが、答弁を求めます。

3点目に、選挙管理委員会の選挙運営についてお聞きいたします。

公職選挙法に基づく野洲市選挙管理委員会の選挙運営について質問であります。言うま

でもなく、選挙管理委員会は、公職選挙法をはじめ関連諸法に基づき、公平で民主的な選挙運営を行わなければなりません。ところが、今般の衆議院議員選挙で公職選挙法に反するような不公平な選挙運営がされています。法律に最も忠実で公平な選挙運営を進めなければならない選挙管理委員会が不公平な運営をすれば選挙の結果にも影響を及ぼすことになり、重大問題であります。今回の選挙についてどのような管理・運営をされてきたのかをまずはじめにお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。小菅議員のご質問にお答えいたします。

まず、集中改革プランについてのご質問にお答えいたします。

1点目の公共施設の統廃合案と2点目の市民福祉に関わる諸案に係る市民懇談会や市議会での議論を踏まえての見解について、あわせてお答えいたします。

見直し項目の一部で賛否、意見の分かれたところもありましたが、現在の経済情勢や財政状況を勘案しますと、財政健全化集中改革プランの素案に示された内容についてはおおむねご理解をいただいたものと考えております。しかし、市民懇談会等の議論を踏まえて、一部修正の必要な項目もございますので、現在、素案に基づく中間案を取りまとめており、できるだけ早い時期に議会や市民の皆様にお示しさせていただきたいと考えております。

なお、ご指摘の積極的な賛成はなかったとのことでもありますけれども、旧野洲町の方だけでなく旧中主町の方からも積極的な賛成についてもご意見をいただいておりますし、ましてや、新しくできた2つのコミュニティセンターについても、2つまでとは言わないけれども、1つは要らないというご指摘までいただいているところでございます。

次に、3点目の市民議論や議会議論の中で新たな歳出削減案や歳入増策については、職員人件費のボーナスの全額カットの提案もいただきましたが、一方で、職員に過大な負担を求めるべきでないというご意見もあり、新たに集中改革プランに盛り込むまでには至っておりません。

次に、日米自由貿易協定（F T A）についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の日米F T A締結による日本農業、ひいては野洲農業への壊滅的打撃を受けることについての見解であります。昨年の貿易統計によりますと、日本の米国からの輸入額は8兆400億円で、そのうち農産物の輸入額は1兆9,400億円となっております。

農産物の最大の輸入先となっております。

また、品目別の輸入額の米国のシェアは、小麦61%、大豆72%、コメ62%となっており、議員ご指摘のとおり、日米FTA締結については、日本農業、特に水田稲作による穀物生産を中心としている本市の農業には影響が大きいことから、時期尚早であると考えております。

なお、2点目の政府に締結中止を主張すべきのご指摘であります。現時点で日米FTAの交渉開始が政府の方針として発表されておりましたが、滋賀県市長会として、日米FTAの締結阻止を国に対して働きかけるよう県に要望する予定となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。それでは、小菅議員の3点目の選挙管理委員会の選挙運営についてのご質問にお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会の選挙運営についてでございます。まず、この選挙の運営にあたりましては、当然、「公職の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期する」という公職選挙法の目的を実現することが基本方針であると考えておきまして、今回の選挙に限らず、この基本方針をもとに選挙運営にあたっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 市長、1点目のまず日米協定のことについて、もう一度お聞きします。市長自身の答弁は、今後、県を通じまして国に協定締結阻止に向けて要望していくということであります。これをちょっと見ていただきたいんです。政権が変わるわけですが、これは実は民主党の総選挙マニフェストなんですけど、「外交部門でアジア・太平洋諸国をはじめとして世界の国々と投資、労働や知的財産など広い分野で云々」と書きまして、それで「自由貿易協定（FTA）の交渉を積極的に推進する」。これ、民主党の選挙マニフェストなんです。これが出まして強い批判が出まして、その後、下の部分の赤いところ、「その後、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない」。これは急遽、批判が出て文言をつけ加えたんですけどもね。

しかし、先ほど言いましたように、今回の今後行われようとしている日米の協定の締結

の促進については、中心は2007年の日米同盟に関する報告書のアーミテージ報告において、今回行われようとする交渉は農業、コメが中心やということはアメリカがきちっと言っていますので、先ほど市長も言われましたが、これが新政権で進むとすれば重大な影響を及ぼします。これは市長自身が答弁で締結について阻止で今後求めていく方針を出されましたので、日本農業、野洲市農業を守る上できちっと改めてその立場を強く意思表示していただきますよう、答弁、それで結構ですので、それは一応表明しておきます。

それと、3点目の先の衆議院選挙の選挙管理委員会の運営です。先ほど一般論として答弁されましたが、実は、去る8月26日、中主の防災コミセンで午後7時から9時まで私どもで個人演説会を開催いたしました。それで、公職選挙法に基づいて会場前に演説会の案内看板を立てようとしたところ、選挙管理委員会がそれは立てられないと言われました。これは明確に公職選挙法に違反する選挙管理委員会の運営であります。

これを見てほしいんですけど、公職選挙法164条の2第1項には、国会議員選挙の個人演説会、政党演説会については、「演説会開催中、会場前」の、すなわち防災コミセン前の玄関に、「見やすい場所に掲示しなければならない」。これはするかせんかに関わらずしなければならないと規定されています。これは選挙管理委員会も認めていることです。しかし、そうも言いながら、今回、選挙管理委員会が164条の2第5項によって防災コミセンの前には立てられないと言われました。これが個人演説会、政党演説会を行う場合は、下のところですが、「ただし、立札及び看板の類の掲示箇所については、同じく公職選挙法の145条を準用する」から立てられないと言われました。

それで、145条には何が書かれているかといいますと、「国もしくは地方公共団体が所有もしくは管理するもの」、施設ですね、その場合は、最後の方に「掲示することができない」。これが準用されるから防災コミセンの前には立てられないと言われました。しかし、立てられないと言われた根拠の164条の2は、よく見て下さいよ、「個人演説会、政党演説会または政党等演説会の会場外」の場所に設置する場合は145条が適用されるということです。会場外というのは、防災コミセンで演説会を行うが、それ以外のところ、例えば私の家の前とかどこか、例えば魚忠さんの前を借りてその案内の看板を立てる場合、会場外に掲示する場合については145条が適用される。すなわち164条の規定は、会場前に掲示する場合は無条件に立てなければならない。これを選挙委員会が混同されて、本来立てられるべき個人演説会の案内看板を立てられないと見解を出し、事実、立てることができませんでした。

これは極めて問題でありまして、公平で法律に基づく選挙管理をしなければならない選挙管理委員会が法に反することをしたわけでありまして、この見解を求めたいと思います。

それでは、本題の1点目の集中改革プランについてお聞きしたいと思います。

市長は答弁されましたが、まず、施設の問題について幾つかお聞きしたいのであります。金曜日の答弁と今回の答弁もおおむねあったんですけども、改革プラン全体については賛否が分かれたところもあったが、素案はおおむね了解された。今、中間案をまとめている。本日の答弁、先ほど言われたかわからないんですけども、一部修正もあるということをおっしゃいましたね。施設については、分庁舎の場合、統合の合意を見極めつつ、かなった方法で利活用を考える、こういう答弁も今議会でされているわけです。

それで、改めてもう一度お聞きしたいわけですけども、一番初め、集中改革プラン素案策定前後、まだ素案も出てきていない段階、そのときに市行政から流れてきた情報は、分庁舎取り壊し、跡地売却、これが半ば公然と流れておりました、今年早い段階では。その後、市民懇談会等いろいろあったわけですが、実は7月13日の部長会議の中で、2日後の15日開催の議会特別委員会に提出する資料で、分庁舎については分庁舎跡地は市民の意見を踏まえた上で売却等で検討。これで2日後の7月15日の特別委員会に資料として出す予定だったんですね。しかし、その表現は部長会議で、売却が前提ととらえられれば誤解を招くおそれがあるとして、分庁舎跡地は市民の意見を踏まえた上で活用または処分を検討と変えて、7月15日の特別委員会にその資料を出されました。この間、市民の意見で活用についての意見があったと思うんですけども、それを入れられたと思うんです。

そして、先週の金曜日なり本日の市長の意向としては、統合の合意を見極めつつ、かなった方法で利活用を考えるということなんですけども、言いたいのは、もう少し今後の方向が定まっていない、少なくとも定例議会で質問があれば一歩踏み込んではっきり見解を示すべきだと思うんです。改めて、現時点で分庁舎について廃止なのか存続なのか、廃止となれば活用を行うのかどうか、明確な方針を明らかにしていただきたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、7月15日の議会の特別委員会に出された資料の中では、市民の意見を踏まえた上で活用または処分を検討と書かれましたが、活用方法を考えてもなおかつ定まらない場合は当初の予定どおり売却処分、それもまだ生きているのかどうか、売却処分はないのかどうか、それも踏まえて明確に答弁いただきたいと思います。それなくして分庁舎廃止だけを先行議論するのは極めて無責任だと私は思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

2つ目に、市民の暮らしとの関係です。これも先ほど市長が素案はおおむね了解されたと言われましたが、この了解されたという意味について、もう一度お聞きしたいんです。市民の皆さん、当然、私もそうなんですけども、今日の市財政をどうしていくか、言葉をかえれば、どう立て直していくかということについては、それは当然、ある意味必要なんですけども、そういう意味で了承されたと言市長は言っておいでなのか、それとも、素案の具体的個々の項目について了解されたと言、そういう意味で言っているのか。おおむね了解されたというのは、抽象的で意味がわかりません。明確にどういう意味なのかはつきり言っていたきたいと思います。

暮らしの問題で2つ目は、それと関連しますが、議会特別委員会の中でも、仮にこの素案がおおむねその方向で進めば、しからば市民負担がどれぐらいになるのかという問いにも、結論的にはわからないというような答弁でした。これも余りにも無責任。市長が、どういう意味かわかりませんが、おおむね了解されたと言われるのなら、改めて福祉、医療、教育、一連の文化、スポーツも含めてですけども、市民負担が多くなるわけですが、どういう方向になるのか、あるいは、なぜ影響を調査しないのか、お聞きしておきたいと思います。それが大きな2つ目。

大きな3点目。財政運営のあり方です。市長は先ほどの答弁でいろいろ言われました。他の議員からも意見がありましたが、当然、市財政は歳出で削れるやつは削るとか、今回、素案、プランの中であるでしょう。もう一步、歳入もありますよね。幾つか言ったんですけども、例えば人件費も含めた年間約2億円の同和関係予算なり。それで、私どもは、雇用拡大を目的に今後の予定も含めて約1億1,000万円を村田製作所に補助金出すなど、こういうことを見直すべきだと。逆に言えば、見直すことなく市民だけに負担を負わせるのはおかしいことも言ったわけなんですけども、こういう提案については全く受け入れていかないんですか。その点についてお聞きしておきたいと思います。

大きい4点目。個々の問題で市長らしくない進め方があると私は思うんです。今後、成案を決定していくと言いながら今進めておられるわけですけども、例えば広報の廃止問題、これも特別委員会で議論ありましたが、これは早速9月1日付で「広報やす」の取得意識調査の実施のお願いということで、今後、広報郵送は介助を受けなければ外出できないひとり世帯等しか行わないと。それで、お宅はどうですかということを確認しますので、市の方にはがきを郵送しなさいと。こんなことを既にされているんですね。余りにもひどいんじゃないですか。今、市議会の議論中なんです。それが、知らないところで決定かのご

とく進めているのは極めて遺憾であります。どうなっているのか。これが市長の言う市民のための市政なのか、見解をお聞きしたいと思います。

それと、今回、たまたまこの議論中に「広報やす」の郵送を廃止するというのを既に市民に手を打っておられますが、これ以外にもまるで決定のごとく進めているようなことがあるのかどうか、あれば明確に一つひとつの項目についてお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の集中改革プランに関する再質問にお答えをさせていただきます。

まず、分庁舎でありますけれども、すべて公開しておりますので、履歴をたどっていただいてご丁寧にご質問いただきました。去年から今年にかけて10億円以上落とす、来年に10億円を落とさざるを得ないという大前提があって、庁内で議論をしてくれてでき上がったのが1番の原案であります。それから考えると、庁舎機能は統合する、そしてから、緊急事態なので、財産についてはやっぱり売却すべきだろうというのがまず原点であったと思います。私がそうしようというよりは、まず全体的に、やはり本当に野洲市を存続させられるかどうかぎりぎりのところで考えるのであれば、庁舎をまずまとめて、そして、不用になる財産は売却するということです。

ただ、議論の中で、いきなりそういうこともということで、当初申し上げたと思いますが、文化ホールも売却しよう、当然、さざなみホールも売却しようという案でありました。そのぐらい本当は厳しいわけです。そこらじゅうから血が流れているぐらいに厳しいと私は思っています。ただ、皆さん方のご意見を聞く中で、まず、分庁舎については、機能は統合し、市民サービス窓口はきちっと置くと。ただ、あれだけの大きな土地と建物については、逆に、建物ありきで維持管理をするのであればお金がかかる。それであれば、いい形で開発に供するという案はあったと思いますが、シンボル性があるとか、慣れ親しんだというご意見もありまして、有効に活用したいという判断に現在至っております。

これも議会で申し上げましたけど、私が4年前にやっていたのであれば、あれはすごい建物ですから、まさにご提言の巨大リフォームをしましてコミセンとして活用すれば、シンボル性もあるし、あれだけの部屋があるのであれば今のコミセンよりも有効に活用できたのではないかなと思って、返す返すも残念であります。でも、仕方がなくて、ああいうふうになっていますから、何とかいい方法をとりたいと思っています。

ただ、今、広報でおっしゃいましたように、まだ議会で統合も決断いただいていないの

に、あそこに民間企業なり、あるいは公的なものを募集するなんていうことはとてもできません。ですから、さまざまな案は考えておりますけれども、先にこれを持ってきますから庁舎統合をしいいんですかという問いかけをしるとおっしゃっていただいたのだったらしますけれども、そこは限界だと思っておりますから、建物ありきでの活用が難しいですが、残して有効活用させていただきたいというふうに考えております。現時点では壊して売却ということは考えておりません。できるだけ地域活性化に役立つような機能に入ってもらえる方向で検討したいというふうに思っております。

これで明確にお答えできたのではないかなと思います。

それと、2点目の市民がおおむねご理解いただいたけれども、その影響はいかかなものになるかということでございます。これは本当に個々の市民によって全く違います。基本にごみの手数料といいますか、ごみ袋代をどこまで上げるかはこれからご議論いただいて、前から申していますように、決して近隣よりは高くはならない形で調整したいと思っています。ただし、少しはご負担いただくので、そこは負担増になると思います。あとは、例えば無料で循環バスをご利用の方と有料でご利用いただいている方、あるいは、温水プールを頻繁にご利用いただいている方とご利用いただいてない方、あるいは、障がいをお持ちになっていて、それで何らかのサービスをご利用いただいている方、これ、本当に違いますから、一般的な市民への影響とおっしゃっても出てこない。本当に個々人の姿をきちっと描いた上でしか出てこないと思っております。そんなに複雑なものではないので、ごみの手数料ですとか、今申し上げた修学旅行のとか、そういったことでご判断いただかざるを得ないケースであるというふうに考えております。

それと、あと、歳入に関しましては、先ほど申し上げましたように、そう簡単な話ではありません。そんな簡単に自治体の歳入がふえるのであれば、どのまちもふえていると思います。やはり中長期的に考えて、地域の発展、経済の発展と人口増、そしてから、何人かの議員からご指摘いただいておりますように、固定資産税が上がっていくという安定財源を確保するといった方向での中期的な形で財源の増収を図るべきだと考えております。

あと、広報につきましては、今の段階で意向をお聞きしたいということでした。最初は、もうお配りしません、どうされますかと、あなたはそういう条件に該当しますかということだったんです。むしろ今回、あらかじめご意見を聞ける形にしてほしいと私、詳細は任せましたけれども、決まったわけじゃなくて、そういう方向で検討しているにあたって、今、直接、郵送サービスを受けていただいている方にお聞きするというものでありまして、決

して、決まったから来年度からは郵送ないですよという話じゃなくて、どうしても困るといふご意見がすくい上げられるような形でお聞きしていると思っております。決して先走りをしていないというふうに思っております。

それと、他に何かあるかとおっしゃいますけれども、勝手に突っ走っているものはないつもりをしております。

それと最後に、2問目にも関わりますけれども、市民の意見をおおむねどうのこうのということですが、5万余りの市民一人ひとりのご意見というのは、これはお聞きするには限界があります。たびたび会合も開きました。あるいは、高齢者の方の集まり、地域の集まりにも行って私はいろいろ話をしました。ただ、市民を代表されているのはこの市議会であります。ですから、ここでご議論いただいて、まさに市民の代表としてさまざまなご意見を取り交わしていただいたら、それが一番適切な市民の意見の反映になると思います。今議会、あるいはまた、最終的には3月の議会になると思いますけれども、議会でご審議いただいて、市民のすべての意見が網羅されるような形でご審議をいただくことをお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 小菅議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

去る8月30日の衆議院選挙に絡みます個人演説会の看板の関係でのご質問でございます。公職選挙法におきましては、個人演説会等行う場合は、おっしゃいましたように、164条の2の規定がございまして、これはそれぞれの選挙の候補者については、その演説会、個人演説会の開催中に限って、開催中については規定のあります立札あるいは看板の類を会場前の公衆の前に見やすい場所に掲示をしなければならないという規定がございまして、今回の申請されましたのは、午後7時から9時というようなことでございまして、この164条の2の第1項の規定で開催中の掲示を義務づけている、この開催中と申しますのは、会場の使用許可を得ていただいている時間というのが最大限であるという解釈をした中での、おっしゃっていただいております、事前に防災コミセンの1階の玄関に看板の設置を認めるべきであるというようなことをおっしゃっておりますが、今申し上げましたような見解でもってご遠慮をいただいたというようなことでございまして、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今の前田部長の答弁は全くおかしい。全くおかしい。選挙管理委員会を立ててはならないということで、なぜ立ててはならないということを私に文書で示されたのは、この164条の2の時間中だけしかだめなのだから、それ以外の時間は立ててはならないと言ったのではなく、それも言ったのは言ったんですけども、中心はこれです。164条の2第5項のただし書きの部分です。それは145条が準用されるから公の施設には立てられない、そういうことでわざわざ文書も出して言われたんじゃないですか。

164条の2第1項では無条件に設置が、どうでもいいんじゃないかと義務づけられているんですよ。それ以外の何物でもないんです。先ほど言いましたように、164条の2の第5項は、分庁舎の防災コミセンで演説会を行うが、その案内をそれ以外の場所で設置する場合については145条が適用されるということでした。だから、間違えて立ててはならないということを言ってしまったんですよ。明確にしてくださいよ。

それと、時間中以外立ててはならないと言われるのであれば、なぜ5時15分から設置はよろしいですよと言ったんですか。164条の2の第1項にすら違反したことを選挙管理委員会が指示したことになりますよ。これ、ミスはミスとしてはっきり認めていただきたいんですよ。重大な問題ですから。認められませんか。認めないとすれば、これは選挙管理委員会の独立機関であります。市行政として、市長、こういうことが許されれば市政の信頼が全く失われますよ。もう一度、明確な答弁をお願いしたいと思います。法解釈を間違えて不公平な選挙妨害をしたと、選挙管理委員会自ら公職選挙法に反する選挙運営を行ったと明確な答弁をお願いしたいと思います。

最後に、もう一度、集中改革プランであります。もちろん議会議論は大事であります。市民の代表である議員と市長あるいは執行部と議論するわけなんです。現時点での文書での到達は、先ほど言いましたように、分庁舎・分庁舎跡地は市民の意見を踏まえた上で活用または処分を検討。これが文書での現在の到達なんです。例えば分庁舎については、ほいで、教えていただきたいんですけども、市長は先ほど、今検討中で、具体的な案は出せるものではないと言われました。それはそうなのかもわかりませんが、市長をはじめ市の確固たる基本方針ですよ。活用または処分を検討というのが現在の文書上の到達点なんです。活用はするが、できなければ処分・売却はまだ生きているのかどうか、最終的に、それが全くないのか、あくまで今後方向は考えるが、活用それ以外はないのかどうか、答弁を明確にお願いしたいと思います。

それと、先ほど言っていたかどうか分からないんですけども、今後の財政の運営のあり方です。他にもいろいろ詳細あるんでしょうけど、税金は市民のために当然あるわけですし、特別委員会でもいろいろ議論ありましたが、2億円の同和関係予算をもっときちっと見直していくのかどうか、あるいは、私がこの間一貫指摘しました村田製作所への1億1,000万円なり、日立ツールへの1億1,000万円の補助、これは予定分も含めてであります。こういうことは財政をかんがみ、しかも、それらの企業は目的補助金に反して雇いどめ・解雇をしていることをかんがみまして、少なくともこれらの大企業については廃止をして財源を浮かすのか、百歩譲っても当面凍結するのか、具体的な提案もさせていただいたわけですので、どうなのかお聞きしたいと思います。

それと、例えば、あと具体的な個々の問題で進めていないと、先ほど「広報やす」の件を言われました。市長はあくまでも議会議論が議員が市民の反映だから、そこが大事と言われました。これはどこを読んでも、多少言い回し方にいろいろありますが、来年からは郵送はやめます、あなたは引き続き郵送する対象者であるかないかを調べます、誰が読んでもそう言われますやん。事実、私、聞いた方も、「来年からなくなるのでどうしたらいいんでしょう」といって相談を受けたんですよ。そんなのダメですよ。先走りですよ。だから、言いましたように、市長就任以来、市民の立場で市政を進める、情報公開等を含めてすべてオープンしながらやっていくと言われながら、少なくとも議員の皆さんで知ってる方あったのかどうか知らないが、こんなこと知らない間に進められている、極めて問題だと私は思うんです。本当にこの進め方がいいと思っておいでなんですか。私は改めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の集中改革プランに関する再々質問にお答えをさせていただきます。

順番不同でお答えさせていただきますが、今の文書はいろんなご意見いただけるようになっていますので、どうされたいんですかというか、当事者はいただかれたら、それについて廃止は困るというふうに言っていただくこともできるような文章になっているというふうに思っております。万が一、文章の詳細で決めたようになっていたら、それは訂正をさせていただきます。私も全くそんな先走りするつもりはございませんので、万が一そういうふうに受け取られる文章になっていたら、それは言い回しが悪い、適正でないということで訂正をさせていただきます。でも、最後のところにどんなご意見でも

下さい、これは困るところを入れて下さいと私言いましたから、それが入っていると思います。

(発言する者あり)

○市長（山仲善彰君） それはまた入り口の話だと思います。入っているというふうに入っております。また撤回いただいたら撤回しますから。ただ、市長権限でやれるもの、すべて議会に諮るもの、これはございますから、あらかじめ意向を聞くということはやることに差し支えないので、あまり制約をかけ過ぎるご意見というのはいかがなものかなというふうに思います。

それと、例えば立地企業への資金助成ですけれども、これは先に条例で約束を額までしておかれると、財源は単年度と。これはかなり厳しいことです。私も課題だと思っています。今、この厳しい状況の中にこれが効いてきて、まだ半分近くが残っているわけです。でも、それは議会で議決をしておかれるわけです。先ほど信頼の問題とおっしゃいました。野洲市がこれを覆してしまったら立地企業に対する信頼がなくなってしまうと思います。言っておられることが矛盾していると思います。

ただ、幸か不幸か単年度主義になっているので、ですから、今年度厳しいので、当初2,000万に絞らせていただいて、今回大きな臨時交付金が入ってきましたから、少し誠意を示させていただくということで、厳しい企業を重点的に優先して出させていただいております。これをやめるかどうかについてはもっと大きな議論が要ります。野洲市の議会の条例でなっているものを安易にやめよと議員がおっしゃること自体がいかがなものかなというふうに私は思っております。

(発言する者あり)

○市長（山仲善彰君） いやいや、今答弁しております。そういうことで、大きな資金を助成するとなっておりますけれども、それについては、今、財源の可能な限りで野洲市として約束を果たさせていただくということで考えております。

それとあと、同和関連費につきましても、今回初めてすべての項目を集中改革プランで俎上に上げさせていただきました。今、関係団体とやりとりをしております。決してそのままにするつもりはございません。ただ、本来ですと、先日もお答えしましたように、見直しをして変えましょうという約束を従来野洲市はしております。その見直しが遅れています。ですから、今回、財源が厳しいという観点から提案をしまして、あわせて見直しの経過でもう一段の適正化を図らせていただきたいというふうに思っております。

何度聞いていただいても同じ答弁になると思いますけど、以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 小菅議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

再度、公職選挙法の法的な見解を申し上げたいと思っております。先ほどから小菅議員も何回もご説明いただいておりますように、理解はしておるわけですが、個人演説会の開催中は会場前の公衆の見やすい場所に掲示をしなければならない、これは164条の2第1項、これはご理解をいただいております。なお、これ以外の時間におきましては、地方公共団体等が所有もしくは管理するものには立札または看板類の掲示はできないという規定がございます。これは164条第5項で準用いたします145条の第1項ということで考えておるわけでございます。

つまり、会場がどこであれ、個人演説会の開催中におきましては、立札また看板の類の掲示はしなければなりません。また、会場が地方公共団体の所有もしくは管理するもの以外の場合には、例えば個人のお宅とか、そういうところにはこの看板の類は選挙運動として使用することができるという点もございます。しかしながら、先ほどから申しておりますが、会場が地方公共団体の所有もしくは管理するものの場合については、個人演説会の開催中以外は掲示ができないというのが164条の2の第5項の規定でございます。

したがいまして、地方公共団体等の所有または管理するものにおける個人演説会におきましては、この看板の類の掲示ができる時間につきましては、会場の使用を認められた時間がいわゆる最大限ということになります。つまり、ご申請いただいたのが7時から9時の間ということになろうかと思っております。

それと、法的に問題があるのではないかということで、そういう規定があるにも関わらず、総務課の回答では午後5時15分からなら構わないというような返答をさせていただいたところでございます。この看板類の掲示時間につきましては、私ども今まで防災コミセンでのそういう申請等、合併後もあまりありませんでしたことから、法の解釈は理解しておりますけれども、念のために県の選挙管理委員会の事務局に問い合わせをさせていただきました。8月26日に問い合わせをさせていただきました。

この日、県の選管の見解の中では、施設管理者の判断によりますというような見解でございました。こうした見解をもちまして防災コミセンの施設管理者である総務課長の方か

ら、ご申請いただきましたコミセンの1階にあります上下水道課の執務時間であります午後5時15分までは個人演説会の看板の類の掲示をご遠慮いただきたいというようなことを申し上げたところでございます。こうした経過なり法の解釈をしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの再々質問の答弁で、1つご質問で答弁が抜けておりましたので、ご答弁させていただきます。

分庁舎の有効活用に関してですが、最大限市としての有効活用を考えますが、ですから、当然、売却を前提にはしておりませんが、観点はやはり地域の振興、地域の良好な発展という利用を考えております。ただ万一、民間で地域の振興に役立つような形であれば、それは検討してもいいのかなというふうに思いますので、今ご質問で絶対売却しないと断言を求められましたけれども、かえってその方が地域の振興にプラスの面ということも万が一あるかもしれません。基本的には有効活用、場合によってはそういうこともあり得るということでお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第8号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） おはようございます。1番、太田健一です。議会の雰囲気にも慣れ初めたところで今任期最後の質問となりましたが、2つの問題に対して質問させていただきます。

まず、1つ目、滋賀交通バスの路線減便についてであります。

6月議会で、間近に迫った滋賀交通の野洲駅・北山台間の6月21日、路線バス減便に対して、地域の足である公共交通の衰退は今後の高齢化社会を考える上でも大きな問題であり、利用者の切実な声を置き去りにした問題のある減便に対して行政の対応を質問しました。その後、行政、市民、バス会社との3者協議が改めて行われ、路線沿線付近の住民に対する説明会や自治会への意見の聞き取りをされた中で、前進した面と新たな問題も浮き上がってきているので、今までの経過と共に何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目に、改定修正ダイヤについてであります。今年の8月に滋賀交通は、野洲・湖南の両市に対して減便案を提示しました。その内容は、平日で12本、土曜日は日曜ダイヤ化され19本、日曜日は5本がそれぞれ減便され、1週間サイクルで見ると40%の大幅な減便となっています。この減便は6月21日からの予定であり、市民の耳に入ってきたのが今年の4月の終わりのころです。

間近に迫った減便に対して、湖南省と野洲市の住民の方々に「バスを生かそう市民の会」が立ち上げられ、まずは住民への説明を求め、そして、路線廃止に向かう可能性の高い減便ではなく、利用促進を広げながらの増便を訴えるために、これまで滋賀交通に対する直接交渉が4回、電話による交渉が3回行われてきました。その成果の1つとして滋賀交通の住民への説明会が開かれましたが、多くの市民の方々が参加され、利用者を見捨てた一方的な減便計画に対して怒りの声が大きくわき上がりました。そして、会が実施した6月の近江富士団地全戸配布のアンケート調査で、約60%の人が「減便は大変困る」と回答しています。バス利用促進策には多くの方が運賃の値下げとバスの増便を求めています。このままではより不便になり、乗客離れと連鎖反応を繰り返す危険性が拡大しました。

その後、バス会社は、市や地元自治連合会及び市民の会の強い要望に対し、地元説明会出席や減便実施時期が6月21日から10月1日に延期となり、利用者の方々の切実な思いが大きな運動となり、行政、バス会社、市民の3者協議の中で公共交通維持への確かな前進が起きたことはとても素晴らしいことだと思います。こうした今後に見出せる経緯を評価した上で、今回の厳しい減便案の具体的な問題点を明らかにして、利用者への影響を最小限に食いとめる対応策が必要と考えます。

そういった中、この路線バスの現在、野洲駅発の最終便が夜の9時19分であるのに対して、この時間以降の野洲駅着の電車から南口への乗車客数や駅前の状況の調査が市民の会によって7月16日に行われました。その実態は、夜10時までに20人台が2列車、30人台が1列車、40人台が2列車、90人台が1列車と、6列車だけで合計262人もの降車数がありました。下車後は、タクシー利用が5人、マイカーの迎えが78人、他の多くは周辺の駐車場に分散しています。私自身もこの時間帯の南口駅前の様子を目の当たりにして、余りものマイカーでの迎えのごった返した状況にとっても驚きました。

この調査報告は、滋賀交通へもこれだけの需要があるという意味で伝えられ、結果、8月上旬に改定修正ダイヤによる10時3分に増便が決まりました。住民の強い希望であった夜10時台の便がふえたことはとても大きな前進であり、利用者増への可能性が広がりました。

先のアンケート調査でも、バスの利用をふやすために何が必要かの問いに「マイカーをできるだけ使わず、バスをよく利用すること」と答えた人が最も多かったという結果から、この潜在的な需要を新たなバス乗車促進につなげていき、きめ細やかな宣伝などの具体的な対応策が重要です。こういった経緯も含めて、改めてこの減便計画に対しての市の

見解を求めます。

2点目に始発便の減便についてですが、今回の改定修正ダイヤで最大の問題点は、野洲駅着6時28分の始発便の減便です。仕事のサイクルがこの始発バス便で維持されている通勤利用者にとって影響は深刻であります。8月のお盆前後の時期に会で調査しただけでも、始発バスには10名前後の利用者がおられることがわかりました。市内の職場やJR野洲駅から大阪や奈良あるいは彦根へと通勤しておられます。仕事をやめるか、転居を迫られている人もおられます。市民の生活破綻につながりかねない始発便の減便に対して市の見解を伺いたいと思います。

例えば、対策として、野洲市循環バスを始発便に充当できないでしょうか。それと、湖南市のコミュニティバスとの協定を結び、相互乗り入れを行うことで、この朝の減便を補うことも1つの手段と考えますが、お考えをお聞かせ願います。

3点目に、運賃値下げについてです。アンケートで2番目に多い回答があったバス運賃の値下げは、近江富士団地から野洲駅は現行のままで残念ですが、改定修正ダイヤと共に新たに環境回数券という終日使える3,700円利用券を3,000円で購入できる金券を創設されます。この回数券は実質上期限もないようで、利用すれば実質約2割の運賃が安くなります。310円が約251円で利用できることになり、一定の利用促進策と評価できます。市巡回バスと路線バスの運行会社が滋賀バスと共通になった利点を生かして、環境回数券を市巡回バスにも共通利用可能にした利用促進方法の導入も検討すべきではないでしょうか。これに対する見解をお聞きしたいと思います。

2つ目に青年の雇用問題について質問させていただきます。

青年の雇用問題は、今、日本の社会の将来を左右する大問題となっています。完全失業者の半分が34歳以下の若者です。フリーターと呼ばれるアルバイトや派遣社員、契約社員などの不安定な就労と就業を繰り返す若者は年々増加し、417万人にも上ります。今年3月の大学卒業者の就職率は55%、2人に1人が就職できない状況です。大卒の就職率が7割を切ったのは戦後初めての事です。高校卒業者の就職率も、90年の34.4%から16.6%と半減し、過去最低です。この大きな原因が大企業の乱暴なリストラであり、若者の就職難とフリーター急増に拍車をかけています。

これまで政府はこの問題に対して、若年層の職業意識が不十分だからと森前首相が言い放ち、労働白書でも経済的豊かさの影響であり、そういった働き方に対する抵抗感も若年者では小さいせいだと、まるで青年は社会に甘えている、気楽な暮らしを送っているとい

うような認識でしたが、2003年版の国民生活白書では企業側の要因が大きいと認めざるを得なくなりました。しかし、政府は、青年の雇用をふやすために大企業を指導するなどの具体的な手だてを打つどころか、大企業のむちゃくちゃなリストラを支援する企業分割法や産業再生法などをつくったり、労働者派遣法の拡大によって派遣や契約社員が広がり、いわゆるワーキングプアやネット難民と言われるような人々を蔓延させるような日本の社会に変化させてしまいました。

昨年夏までは戦後最長の好景気と言われ、大企業は数百億円の内部留保をため込めるだけの利益を上げながらも、サラリーマンの年収は10年以上下がりが続けた上に、相次ぐ社会保障の改悪で、20年前と比較して、例えばサラリーマンの医療費の窓口負担は1割が3割、国保料は約3万円の値上げ、年金保険料は約2倍、年金支給も60歳が65歳からとなり、後期高齢者医療保険や障害者自立支援法の導入などによる負担増というように、経済成長しても国民の暮らしは豊かにならないというような社会をつくり上げてしまっています。企業が成長すれば人々の暮らしがよくなるという、このトリクルダウンの考えでは日本の未来がないということが明らかになっている証ではないでしょうか。人々の生活をきつくすることで企業の成長が果たされているという、日本社会の構造そのものの転換期が求められる、歴史の大きな分岐点ではないのかと私は考えます。

そして、そういった状況の中で年間約3万人もの自殺者が出ています。これは約15分に1人が自殺をしているような、本当に異常な状況です。滋賀県内でも平成20年度で374人で、1日に1人が自殺しているような状況で、その内訳でも経済的なものが23%、健康によるものが47%とありますが、肉体的なことよりも精神的なこと、例えば職場でのストレスや人間関係からのうつ病や精神病などがほとんどであるということです。資本主義の先進国の中でも日本の自殺率は断トツで、特に8年前ぐらいからこういった傾向が大きくあらわれているとのこと。

そして、今年は昨年末からの経済危機による派遣切り等による生活苦からさらにふえていと言われています。滋賀県内でも先日、守山市で派遣切りに遭った方が職を失い、生活保護を申請しても受けられず、周りの人々に迷惑をかけたくないという思いと生活苦から自殺をした方がおられるという、本当に悲しい出来事も起きています。野洲市内においても、例えば野洲村田製作所が八日市と合わせて120名にも及ぶ派遣切りを行い、日立ツールでは昨年末で派遣社員はゼロ、臨時社員においては今年の2月から3月の時点でゼロというような現状で、苦しんでいる方々もたくさんおられると思います。そして、正

社員として働く人々の中でも、派遣社員の削減をしても仕事量が減るどころか、その負担を背負っての長時間労働やサービス残業の横行により心も体もぼろぼろになり、法律で権利として認められている有給休暇もとれないような現状の中、不況のさなかでの失業を恐れてやめることもできず、文句も言えずの苦悩にさらされている労働者がたくさんいます。

市内外を問わず、私の友人たちからも悲惨なまでの労働環境の中で、このままやったら死ぬか、よくても病気になるかもしれん、そんな話をたくさん聞いております。実際に自殺未遂や躁うつ病を繰り返しているような人たちも身近では少なくありません。このように、これからの日本の将来を担う若者が、非正規社員であれ正規社員であれ、未来に対して明るい展望を見出せないような社会の中では活気あるまちづくりは困難ではないでしょうか。最近行った市民の皆さんに対するアンケートの中でも、50代から60代の方々が「子どもが正社員になれない」「子どもの仕事が心配だ」というような、青年だけではなく親の世代の方々の切実な意見がたくさんありました。

そこで、1つお聞きしたいのですが、市長は、今のこの社会の現状や青年の雇用問題についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。そして、もう一つ、法的には定められていないとしても、行政として市民の実態を把握することは大切だと思います。こういった雇用の現状を調査しておられるのかどうかと、青年の雇用に対する自治体としての支援が必要と考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の青年の雇用問題についてのご質問のうち、最初の部分、考え方について私の方からご答弁を差し上げまして、それ以下については環境経済部長の方から答弁をさせていただきます。

まず、雇用の状況でありますけれども、経済、景気は少し底を打ったと言われておりますが、雇用に関してはまだ効果が出てきておらず、まだ先行きが見通せないという状況というふうに考えております。景気につきましても中段階であって、円はまだ高いままで、ドルは下がったままですので、世界的な体力がついているとは思えない、まだ一段の悪化も懸念されるというのが専門家の見方であります。雇用に関しては終始、昨年以來悪化の状況をたどっているという状況かと思っております。

このような状況の中で、青年はもとより雇用状況については非常に厳しい状況でありまして、これからの日本の将来を担っていただく青年層が卒業しても就職先が少ないという

事態は、日本の経済、社会の今後に関わる重大な問題であると考えております。また、就労ができたとしても、賃金が低い、あるいは安定性がないといった、いわゆるフリーター状態にいる方もたくさんおられ、1日も早く青年が希望を持って働けるような生活の安定と経済状況の回復が期待されます。ただ、これにつきましては、市だけでは限界がありまして、やはり国の施策、総合的な施策が必要です。企業の努力も必要ですが、企業も今、国際競争の中で、特に中国、インド等との競合の中で厳しい競争にさらされています。ですから、やはり大きな枠組みの中で国家として雇用対策、就労対策を明らかにしていく対応が求められますので、市としてもそのあたり積極的に提案も行っていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、雇用の現状調査についてであります。総務省による毎月の労働力調査及び草津職業安定所、いわゆるハローワークでございますが、職業安定業務統計などがあります。雇用、就業、失業の実態を明らかにしておるものでございます。

この労働力調査は国内で一定の区域を選定した抽出調査でございます。広い圏域でとらまえることによりまして、統計上有効な数字とされております。また、職業安定業務統計は草津管内の数値でありまして、管内の4市間では大きく異なる要素はなく、野洲市としての状況把握はできていると考えております。このことから、ご質問の野洲市での雇用の現状調査は実施しておらないということでございます。

3点目の青年の雇用に対する自治体としての支援についてのご質問であります。4点申し上げたいと思います。

1点目に、本年2月に市内の主要企業に対しまして、雇用維持と新規採用を求める要請をしてきたところでございます。

2つ目には、野洲市就労支援計画というのも立てております。若者で働く意欲がありながら希望する職がないなどの理由により働くことのできない人を就労困難者、いわゆる学卒無業者という定義をしておるんですけれども、商工観光課に就労相談員を置きまして、他の就労困難者と同様にハローワークとの連携により就労に結びつける体制をとっておるところでございます。

3つ目には、野洲市で進めております企業誘致といたしまして、オムロンあるいは京セ

ラなどによる雇用の創出を図っているところでございます。

4つ目には、国の緊急雇用対策事業によります雇用創出の面ではありますが、滋賀県内では7月末現在でふるさと雇用再生事業で206人、緊急雇用創出事業で935人の雇用をしたところであります。また、このうち本市では4月以降で11事業で29名を雇用し、この議会にも補正予算でお願いしておりますが、緊急雇用創出事業として12事業で26人の雇用をすべく、追加の補正予算を提案したところでございます。

以上、支援策の答弁でございます。以上でございます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 私の方から、太田議員の滋賀交通バス減便問題についての質問にお答えいたします。

第1点目の改定修正ダイヤにつきましては、議員ご指摘のように、減便による利便性の低下が利用者の減少を招き、さらに赤字路線の拡大につながるという悪循環に陥ることが一番懸念されるところであります。こうした悪循環を招かないよう、昨年の6月から行政、学区代表者、交通事業者による野洲市・湖南省の環境に配慮したクルマモデル協議会や地元の意見を反映するため関係地元自治会などで組織された三上学区路線バス検討会において、詳細な実態調査をもとに合理化策の検討を重ね、さらには、今後の会社経営をも考慮し、利用実態に即した合理的なダイヤ編成となったものと考えているところでございます。

2点目の始発便の減便につきましては、早朝の時間帯は野洲駅始発の新快速電車に乗れるようダイヤを再編成し、利用者の利便性を十分考慮したものとなっております。今後の課題は、地域住民の方々と共に1便当たりの乗合率を高め、経営が成り立つレベルまで利用促進を図ることが第一義と考えております。

また、野洲市循環バスを始発便に充当する件については、循環バスの運行は、1人の運転手が1コースを受け持ち最大限運行できるようにダイヤ設定をしており、これ以上の時間の繰り上げは新たな財政負担となることから、現在のところ考えておりません。

湖南省のコミュニティバスと協定を結び、相互乗り入れに係るご質問でございますけれども、本市の循環バスの利用目的からして湖南省に乗り入れる必要はないと考えております。また、湖南省のコミュニティバスが野洲駅に乗り入れることにつきましては、湖南省の方に働きかけましたが、その意向はありませんでした。

3点目のバス利用促進については、沿線住民の方々の利用が第一と考えますが、市としても、今後、関係者による地元協議会を定期的を開催していただくなど、バスの利用促進

を積極的に支援してまいります。

4点目の環境回数券を市循環バスに共通利用し、利用促進できないかのご質問でございますけれども、このことにつきましては、早速、滋賀バスとも前向きに協議しましたが、残念ながら、料金体系の相違や割引率等の問題で導入は難しいとのことですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） まず、バスの件について再質問させていただきます。

地域の公共交通の路線廃止は全国的に広がっていますが、大きな原因の1つはこれまでの車社会の変化です。それに加えて、路線の利用者減少のもう一つの原因として、バス路線の渋滞が考えられます。特に近江富士団地の8号線へ向かう県道の朝夕の渋滞は年々増加し、時間どおりに到着できないバスが敬遠され続けてきた結果でもあるのではないのでしょうか。その根本には住宅開発が先にありきで県道の整備が遅れたことや、慢性化し続ける国道8号線の停滞が大きな要因と考えます。

そこで、朝の通勤時間帯に近江富士団地の県道の野洲方面への走行車両の実態をバスを生かす市民の会が8月中旬に調査されました。詳細はここに資料としてあるんですけど、内容を簡潔に述べますと、朝7時から8時半の間で国道8号線の渋滞を避けるために、県道希望が丘口交差点で国道方面への直進車619台に対して西ゲートへの右折車が452台もあります。菩提寺方面から南北桜バイパスの右折車516台を合わせると968台もあり、直進車の1.57倍にも達しています。さらに、三上小学校前の交差点の右折車102台と国道三上神社前交差点の右折車20台を含めると1,090台にも上ります。この多くが野洲駅へのマイカー通勤者と推定しますと、通勤時間帯のバス時刻改善と国道8号線の渋滞の解消ができれば、再びバス通勤に戻せる、潜在的な需要を見込めるのではないのでしょうか。

来年は夏ごろに竜王町に大型のアウトレットが完成予定とのことを考慮すると、この県道のさらなる渋滞が危惧されています。唯一の希望としては、24年度開通予定と聞いている湖南市から栗東へ抜けるバイパスによる県道の渋滞の減少ですが、こういった道路状況とリンクする公共交通の問題は、過疎化が進みつつある地域の切実な問題でありまず。現実に近江富士団地などはスーパーもなくなり、地域の足もすたれていくとなると、買い物や駅、病院へのアクセスが今以上に不便となり、若い世代も帰ってこなかったり、

便利な駅前への転居を考える人々も増加し、地域の活性化を考える上でも大きな問題ではないでしょうか。まちづくりの観点からも改めて市の見解を求めたいと思います。

もう一つ、雇用問題の件なんですけど、青年の雇用問題、労働環境というのは本当に切実に切迫しています。ここで具体的に聞いている現状をちょっとお話ししたいと思います。ある20代中ごろの女性介護従事者は、人手不足の過酷な環境の中、仮眠の二、三時間もデイケアの患者さんが使っていたあきベッドで泊まりの患者さんたちと同じ部屋と一緒に寝かされたり、激務のストレスから利用者の手をかんで骨が出るほどの虐待が日常的に行われているような話を聞きました。そういった中で、本人自身も過労から腰を痛めて、約3カ月で仕事をやめざるを得ない状況となり、今も介護の職にはつけないような状況だそうです。

同じく食品販売で正社員として働く20代のある女性は、仮眠時間もとれないような24時間ぶっ通しの勤務や月の休みも4日ほどで体調を現実に壊しつつも、自分が職場を離れたら職場の仲間がさらに苦しい状況に追い込まれるということを考えるとやめるにやめられなく、さらに一度リタイヤしてしまっても今の社会の中では先の展望も全く見えないからどうしていいのかわからないというような悲痛な叫びも聞いています。

それと、もう一つ、市内のスーパーで管理職として働く30代のサラリーマンの方ですが、最近、人事異動で、今まででも朝7時から夜10時ぐらいまでの長時間労働がさらに朝6時から11時ぐらいまでと過酷になり、労働組合には加入していても名ばかりの組織で、サービス残業は当たり前というような状況で、このままだったら家族、奥さんや子どもを残して死ぬか病気になるかもしれないから助けてほしいというような訴えを聞いています。こんな状況が自分の周りだけでも聞くということは、あらゆるところで起きていることが想像できます。彼らはまじめに働き続けながらも、こういった状況に泣き寝入りをするしかないような状況に追い込まれているというのが実態です。

全国的には大企業の34歳以下の若手社員を対象にした調査で、会社にいる時間の平均が11時間16分で、今の働き方が続けば病気になるというような不安を約4割の若手社員が持っているとあります。大企業がリストラと派遣切りを横行し続けていますが、人が余っているのではなく、本当は足りないのです。だからこそ人は減っても仕事は減らないから残業がふえる、しかし、会社は残業代を払わないというような悪循環が繰り返されています。

日本経済と社会は若い力を大いに必要としています。サービス残業を根絶し、残業を減

らすなどの労働時間短縮を進めれば260万人、そして、有給休暇の完全取得を図れば148万人の新しい雇用が創出できるという試算もあります。1人で2人分、3人分働かせるような違法な長時間労働をなくすことは、新規雇用の拡大にもつながります。現実には教育や福祉、消防などの分野でも100万人以上の人手が必要とされています。

政府の統計でも20代や30代後半の労働時間が一番長いとしていますが、心も体もぼろぼろにしてしまう働き方を改善し、市民の暮らしと健康を守っていくためにも、例えば残業時間の上限を年間120時間に定めるなどの労働基準法の抜本的な改正等を市として国へ訴えていく必要があるのではないのでしょうか。改めて、これに対してのお考えをお伺いします。

それと、同和対策では個人施策として一部の人たちだけに運転免許の取得や職業訓練等に助成しているならば、やはりこういった厳しい問題に直面している青年の雇用の実態を改めて市として把握して、具体的な支援をさらに広げていくことが大きくまちの活性化にもつながっていくと考えます。例えば1つの提案として、青年に対して失業中に就職先が見つかるまでの臨時の仕事を提供するような施策、臨時でも社会に役立つ仕事で技能を磨き、人間としても成長できるよう、失業中の青年が福祉や環境、まちづくりなどの活動をしているNPOで働ける環境をつくり、それに対しての賃金助成を行うなど、市独自の施策を行うなど、どうでしょうか。お考えをお伺いします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 太田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、利用者が減るので減便になる、減便になるのでまた利用が減るという悪循環になっておることは事実でございます。行政といたしましては、道路の改良とか、交通規制の改善と、そういったものについては関係機関に強く働きかけていきたいと、こう考えております。

先ほども申し上げましたように、今後、市として一番しなければならないのは、路線バスの存続に向けて、行政と住民と事業者が同じ方向を向いて、知恵と工夫を凝らしてそれぞれの役割を果たしていくことが大事だと、このように考えております。

先ほども申し上げましたが、今後につきましては、バスを見守り育てるという意味からも三上学区に路線バス検討委員会を設置いたしまして、路線バスに関心を持ってもらって、今後、存続に向けて努力していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、太田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、労働時間の短縮について国への要望ということ、あるいは、特に若者の力を生かすといえますか、そういうことで今離職している方があれば、そのつなぎとして臨時雇用でもという話があったと思うんです。

まず、臨時雇用の面ですけれども、先ほど1回目でお答えしました市の緊急雇用もそうなんですけれども、一応、半年雇用ということでございます。この雇用については、やはりその半年間に次のステップといえますか、次の就職を先を考えていただくという、そういう期間にも活用いただきたいという趣旨での緊急雇用対策でございまして、そういう趣旨を踏まえての国の雇用対策ということになってございます。

それと、労働時間の短縮につきましては、これは市のレベルで言える問題かというところもございます。短縮によりまして他の人の雇用も創出されるという、先ほど148万人ぐらいが労働の確保できるという話もございましたけれども、長時間労働あるいはサービス残業については、これはやっぱり労働基準局の管轄の仕事ではなかろうかなと、こう思います。ただ、市でも先ほど言いました就労支援計画、あるいは企業さん、特に中小企業の支援ということでいろいろご相談窓口も当然ありますので、そういう面からは企業さんにもお話ができる機会はあると思いますが、それがだめでとか、そういう話には市のレベルではなかなかならないのかなと、それはまたその立場の労基局等の範囲でやっていただくことかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 再々質問させていただきます。

バスの減便の件ですが、今回のこのバスの減便の問題は、私自身が暮らす近江富士団地や沿線の住民の今後にとっては本当に切実なものです。10年後、20年後に高齢化が進めば、確実に車の運転を多くの方々がやめざるを得ず、公共交通やコミュニティバスへの需要は高まると誰もが想像できるのではないのでしょうか。若い世代の方々の中にも、これから子どもが育って通学に利用させるためにも地域の足を守ってほしいとの声もたくさん聞いています。

全国的な少子化に伴い現在は免許を新たに取得する若者の減少や、地球温暖化防止の気

運の高まりから来る世界的な公共交通への関心の高まりも相まって、車社会の頭打ちとも考えられます。そういう思いの中から住民の方々が地域の足を真剣に考え、公共交通をろうと動き始め、路線住民へのアンケート調査やJR電車の乗降客の調査や交通実態調査、バス先進地への視察などを行い、滋賀交通へのたび重なる直接交渉によって現実に3カ月の減便延期や最終便の増加、環境回数券などによる運賃値下げ等、大きな前進が起きています。

市民の方々が今回の件で公共交通に対する意識が高まり、利用者の減少もとどまってきたというような話も聞いております。さまざまな活動を通してまちづくりそのものを市民が本気で考え始めておられます。そういった市民の思いを市民の暮らしを守る行政としては一体の思いに立つべきであり、共有すべき問題であると考えます。

6月議会の私のこのバス減便問題の一般質問に対しての答弁の中にあつた、この局面をピンチからチャンスに切り替え、地域で意識を高めてまちづくりに生かしていくというお言葉に大いに期待をして、今後の市の具体的な前進の取り組みを願いたいと思います。

もう一つ、青年の雇用問題についてですが、青年の雇用問題は、まちづくりと地域活性化の観点からもとても重要なことだと思えます。青年の若いパワーと勢い、そして年配の方々の経験や生き抜いてきた知恵がうまくつながっていくことで豊かな野洲のまちがはぐくまれていくことを心から願って、質問を終わりたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分といたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9号、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 4点にわたって質問いたします。

まず、第1点目、地域安全センター廃止でなく充実を。

北野学区には派出所も交番もなく、これまでから北野学区自治連合会から駅周辺に交番の設置が求められてきました。深夜、駅のロータリーなどで暴走族が騒音をまき散らし、駅から自宅までの間で痴漢に遭ったり、空き巣に入られたり、北野一丁目は犯罪の確率が高い地域であり、住民の安全安心を求め、私も野洲町の町議のときに交番か派出所の設置を求め質問をいたしました。そのときの答弁では、駅の南口に交番があり、北口に交番も派出所の設置もできないということでした。その後、北口では殺人事件も起こりましたが、

いまだに犯人は検挙されていません。

監視カメラを設置することが出され、自治会で議論しました。プライバシーが侵されるが、犯罪防止になるなら設置した方がよいのではという結論に達しました。農協のキャッシュサービスのコーナーの場所を地域安全センターとして、青色ランプをつけて日中常駐することになりました。しかし、朝の通勤通学時間帯にも事件が起こり、日中だけでなく早朝・深夜も常駐する体制や、中に人がいることが見えるような構造にするなど、さらなる改善が求められていました。

今回の集中改革プランで改善をするのでなく廃止をすることが出されています。地元自治会はもとより、北野学区自治連合会としても存続が求められています。地域安全センターの設置により暴走族は影を潜めました。住民は安全・安心できるまちを望んでいます。廃止でなく早朝・深夜も常駐する体制や、中に人がいることが見えるような構造にするなど、さらなる改善をされることを求めますが、見解をお尋ねいたします。

検診・健康診断の充実を求める件につきまして。

乳がんや子宮がんの予防、早期発見は、女性の命と健康を守る上で重要です。ところが、自民党政府ががん検診への国庫補助を廃止したために、自治体の財政難を理由とした検診の有料化や利用料値上げ、受診者のふり分け、検診内容の縮小や検査機器の老朽化が問題となっています。検診の充実を求める世論を受け、政府も2009年度、該当年齢の人について1回だけ無料検診を行う措置を実施しましたが、抜本的な改善が必要です。

乳がん・子宮がん検診の自己負担の軽減、無料化が求められているにも関わらず、滋賀県では乳がん検診が毎年から2年に1度の検診になりました。さらに、野洲市の集中改革プランでは自己負担の引き上げが提案されています。最近、若い人が乳がんで亡くなるニュースがありました。もっと検診の充実をする必要があるにも関わらず、自己負担を引き上げることは検診率を下げることになるのではないのでしょうか。見解を求めます。

定期健診に骨粗鬆症や甲状腺障害など女性関連項目を加え、女性に多い疾病の予防、検診の充実を図ることについての見解を求めます。特定健診、いわゆるメタボ健診の導入により、40歳以上の妻で夫が加入する組合健保の扶養家族となっている人は、健保が指定する医療機関で健診を受けなくてはならなくなり、受診しにくくなっています。これらの人たちに対して、居住する市町村の健診や近隣の医療機関での健診を受けられるようにすべきだと考えますが、見解を求めます。

特定健診にはメタボ改善率を理由にしたペナルティー、健診項目の切り捨て、住民の費

用転嫁など、さまざまな問題があります。健診の縮小や負担増でなく、病気の予防、早期発見という本来の趣旨に立って健診の充実を図るべきですが、見解を求めます。

次に、乳幼児保育について質問いたします。

8月20日の全員協議会において野洲市乳幼児保育振興計画が出されました。今後6年間の計画であり、方向性と基本的な考え方をお尋ねいたします。

①幼稚園における預かり保育について。補正予算でも出されていますが、篠原幼稚園を除く全園で来年度より実施するため、空調設備の予算が出されています。既に中主幼稚園では預かり保育が実施されています。これは、公立の保育園を廃止し、幼稚園で預かり保育をするということから実施されたものであり、定員400人という大規模な園になっており、5月1日現在で259人、うち60人の預かり保育となっています。本来、保育園で保育しなければならない子どもたちです。資料の自由回答欄でも「保育料を安くしてほしい」という声があります。また、幼稚園の延長保育は就労のため希望しておられます。子どもの発達を考えるなら養護と教育をあわせ持つ児童福祉法に基づいた保育所の充実、保育料の軽減が求められているのではないのでしょうか。見解を求めます。

②幼稚園のクラス定数を保育園並みにすること。この件は何度も質問していますが、最近では3年保育が実施される前に一般質問で取り上げました。保育園では3歳児は20人に1人の保育士、4・5歳児には30人に1人の保育士であり、幼稚園では3歳児が25人、4・5歳児は35人に1人の保育士となっており、保育園並みにすべきと質問しました。3年保育が実施されたとき、子どもたちがてんでばらばらに行動し、とても1人の保育士ではまとめ切れないため、複数体制が実施されました。中主幼稚園では保育園児も受け入れる預かり保育を実施したため、保育園並みの定数でスタートしています。計画書では今後検討するとありますが、定数の見直しをした場合、現在の教室で足りるのでしょうか。また、中主では預かり保育の実施とあわせ定数の見直しが行われており、22年から幼稚園での預かり保育を実施するとあることから、来年度から定数の見直しが行われるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、病児・病後児保育についてお尋ねいたします。現在、野洲第三保育園、明照保育園に看護師さんを雇用し、特別体制がとられています。子どもが感染症の病気にかかったとき、完治するまで登園できず、核家族の家庭では仕事を休まなくてはなりません。小さい子どもがいるだけで採用してもらえない現状であり、働く女性を応援するためにも病院と連携した病児・病後児保育が求められます。見解を求めます。

次に、高齢者福祉、社会保障制度について質問いたします。

日本の70歳以上の高齢者は2,017万人となり、初めて2,000万人を突破しました。これは2008年9月15日現在の推計です。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた人たちです。しかし、生活破壊と困窮化がますます深刻化し、老後不安は募るばかりです。2006年の国民生活基礎調査では、高齢者世帯は、年所得200万円以下が42.8%、100万円未満の人が15.7%に上るなど、貧困で厳しい生活を余儀なくされている人が数多くおられます。

これまでの政府は高齢者に自助努力、自己責任を強要し、負担増と福祉の切り捨てを進めてきました。75歳で区切る後期高齢者医療制度が保険あって介護なしと言われている介護保険制度などは低所得者が福祉から排除される制度となっています。さらに、高過ぎる国保税と窓口負担です。年金も減り続けています。課税最低限が引き下げられましたし、老年者控除が廃止、定率減税の廃止などで増税となりました。

今、アンケート調査を日本共産党として行っていますが、高齢者から悲鳴が届いています。「市・県民税、国保税、介護保険料が年金の2カ月分になる。大変苦しい生活です。」また、「医療、介護の負担がふえています。」とか、「老老介護になっている。ヘルパーさんに来てもらっているが、どっちかが入院すれば大変なことになる。心配だ。」などなどの意見が寄せられています。以下の点について質問いたします。

先の総選挙で国民は自民党政治から民主党政治を望まれました。民主党のマニフェストで後期高齢者医療保険制度は廃止ということが掲げられています。

1点目、年齢で別建ての保険制度にし、収入ゼロの人からも保険料を徴収する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めるべきだと思いますが、見解を求めます。

②介護保険料を引き下げするため、国庫負担分を5%引き上げることを国に求めるべきですが、見解を求めます。

3点目、低所得者には過酷な国保税となっており、国の負担分を50%に戻し、緊急に応益割の引き下げが必要である。今後、応能割の保険料にすべきであると思うが、見解を求めます。

④介護保険のホテルコストをやめること。低所得者の保険料・利用料は免除すべきだが、見解を求めます。

⑤在宅で老老介護には限界があります。また、共働きで祖父母を介護するのもにも限界があります。在宅介護を続けようと思えば誰かが仕事をやめない限り無理です。施設入所を

希望しても、いつ入れるかわかりません。仕事をやめなくても在宅介護ができる体制が必要です。野洲市では、昼間働いておられる家庭や老老介護で在宅介護をされている家庭に対してどのようなサポートをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 野並議員の第1点目、地域安全センターについてのご質問にお答えいたします。

平成19年10月に地域の安全確保のための防犯活動の拠点として開所以来、防犯カメラの設置や地域、警察、地域安全センターの協働による合同パトロールでありますブルーフラッシュ活動も官民協働の防犯活動として定着化し、一定、駅周辺は落ちつきを取り戻しつつあります。

今後につきましては、なお一層、警察との連携を深め、協働による住民主体の防犯活動を展開するため、滋賀県警察本部のモデル事業でありますまちの常夜灯事業の導入について検討しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の検診・健康診断の充実についてお答えを申し上げます。

1点目の自己負担の引き上げによる受診率の低下につきましては、今回の引き上げが、医療機関受診では検診の種類により100円から600円の引き上げとなるものですが、これは受益者負担の観点から見直しを図ったものでございます。

なお、集団検診と比べて自己負担が高額となる医療機関での個別検診の受診者が年々増加している実態もあり、今回の自己負担の引き上げは受診率に大きな影響とならないものと見ております。

今後は、検診受診率の向上を図るため、健康相談や健康教育など、さまざまな機会をとらえ、がん検診の必要性などに対する理解を深めると共に、8月より実施している無料クーポンの活用を図り、受診行動につながるよう取り組みを進めてまいります。

2点目の女性に多い疾患の予防と健診の充実を図ることにつきましては、日本女性は世界で最も長寿であり、2008年の平均寿命は86歳と、年々延び続けています。しかし、女性に多い貧血、甲状腺疾患などを長年抱えている方も多く、生涯を通じた女性の健康づくりを支援することは重要なことと考えております。

このため、女性特有の乳がん、子宮がん検診の推進や予防についての講演会を開催し、継続した健康管理と検診の必要性について市民意識の高揚を図ってまいります。さらに、骨粗鬆症予防につきましては、がん検診などの機会に超音波骨量測定や骨粗鬆症予防に関する情報の提供に努め、更年期障害等とあわせて甲状腺疾患の予防に関しても啓発に努めてまいります。

次に、3点目の特定健診の導入による健康保険組合等の扶養家族の受診医療機関につきましては、各医療保険者が実施する健診体制や受診状況につきましては、市では把握できない状況です。

しかし、健康保険組合等の扶養家族の方から健診の受け方等についての電話の問い合わせもあり、特定健診の制度について十分周知されていない状況があると思われまます。健診実施義務者である医療保険者が健診を受けやすい環境づくりに向けた改善を図る必要があると考えられますので、県内の各医療保険者で構成されている保険者協議会において特定健診等が円滑に実施されるよう働きかけてまいります。

次に、4点目の健診の充実につきましては、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や予備群の人を選び出し、生活習慣改善のための指導を実施することを目的としております。したがって、この健診の検査項目は、食生活、飲酒、喫煙など生活習慣の蓄積による糖尿病、高血圧などの生活習慣病予防のために必要な項目とされ、貧血などの検査項目は医師の判断により実施されることとなっています。引き続き、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善を自主的、また継続的に行うことができるよう保健指導の充実に努めてまいります。

続きまして、4点目の高齢者福祉・社会保障制度についてお答えを申し上げます。

1点目の後期高齢者医療制度の廃止につきましては、急速な少子高齢化の進展や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、特に老人医療の増加が予想されることから新たな医療制度としてスタートしたのですが、制度の周知不足や負担の仕組みなど、多くの課題が指摘されたことから、その後、利用者の意向を踏まえながら制度改正が進められ、定着に向けた取り組みが進められてきた状況であります。

仮に現行制度を廃止してもとの老人保健制度に戻すとなると、1人当たりの医療費が現役世代の約5倍を要する後期高齢者が急速にふえ続ける中、少子化による現役世代の減少と相まって医療費負担は現役世代に重くのしかかり、支え切れないこととなります。また、

医療費負担を一般財源に求めることになると、国、地方を問わず財政状況が非常に厳しい中、大きな負担となってまいります。いずれにしましても、財源をどこに求めるのか、どの程度の負担なら耐えられるか、負担割合のバランスが問題となってまいりますので、単純にもとの老人保健制度に戻すだけでは問題は解決しないものであります。

現時点では後期高齢者医療制度の廃止に関しましては不透明な状況であり、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えておりますが、制度の抜本的改革がなされる場合には、昨年4月の本制度開始時のような大混乱が生じないように、地方の声を生かし、また市民への周知・啓発も十分に行いながら、制度改革が行われるよう国に要望してまいりたいと思っております。

2点目の介護保険料引き下げのための国庫負担の引き上げにつきましては、介護保険制度は、50%を公費で、残りの50%を保険料で負担する仕組みとなっており、国庫負担分の引き上げの要望につきましては考えておりません。しかし、国から交付される調整交付金5%につきましては、本市では昨年度3.31%と5%に達しておらず、保険者間で不均衡が生じていることから、満額の交付について要望をしてまいりたいと考えております。

3点目の国保の保険給付に係る国庫負担につきましては、これまでの国庫負担分50%の一部が地方分権の推進により財源と共に県に移譲されていますが、国、県の負担を合わせますと、以前と同様に50%の負担となっております。

また、応益と応能の配分につきましては、地方税法に標準課税総額と標準割合が定められており、応能割の標準割合を100分の50とするものです。そもそも相互扶助制度として国保税では応益割を課税しているところですが、低所得者に対しましては応益割の軽減制度等があり、所要の措置を講じているところで、もし応益・応能割の標準割合を大きく逸脱した場合には、この税の軽減分に対して国、県が補てんしている補助が制限されるため、かえって低所得者の負担増にもつながることから、応能・応益割については標準割合に近づけるよう配慮し、税率等を定めているところであります。

4点目、介護保険のホテルコストにつきましては、施設入所者と在宅介護者で不公平感があり、負担の不均衡を是正するために平成17年10月に見直しが行われ、あわせて低所得者には軽減制度が創設されたもので、受益に見合う公平な負担が必要なものと考えております。

次に、低所得者の保険料につきましては、低所得者にも配慮して第4期介護保険料より

多段階の保険料を導入したもので、利用料につきましても、将来にわたって持続可能な制度として維持するために必要な一部負担をお願いしているものであります。

5点目の昼間独居の高齢者や老老介護をされている家庭への支援体制につきましては、高齢者世帯へのサービスとしまして、緊急通報システムの設置、配食サービス、自立生活支援事業、高齢者福祉タクシー運賃助成などがあります。また、介護者の精神的な介護負担が少しでも軽くなるよう、野洲市介護者家族の会の紹介や介護ニュースりふれっしゅでの介護に関する情報提供、元気を回復していただくリフレッシュ事業などを行っております。なお、地域包括支援センターでは、介護に関するあらゆる相談や寝たきりにならないための介護予防事業などを実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 野並議員の乳幼児保育についての1点目の幼稚園における預かり保育についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市の将来の就学前保育及び教育のあり方についてであります。可能範囲で保育所と幼稚園が一元化した保育を行うと共に、その方向性をもって施設整備を行い、保育所・幼稚園の機能の充実を図ってまいりたいと考えております。したがって、耐震診断の結果、耐震補強の必要な保育所はできるだけ早期に移転新築の計画を策定し、幼稚園との一元化を目指してまいります。

そこで、この施設整備が整うまでの間の措置としまして、就労を含む子育て支援策を充実するため、来年度から幼稚園において預かり保育を実施する計画でございます。このことにより、就学前の子どもたちが幼稚園・保育所のどの施設においても生きる力の基礎を養うことができる保育を受けることができます。

また、保育所保育料につきましては、平成19年度に見直し、低所得者階層の軽減を図っておりますので、現在のところ改正は考えておりませんが、今後、幼保一元化の検討をする中で、保育所と幼稚園の保育料の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の幼稚園のクラス定数についてのご質問にお答えいたします。

幼稚園のクラス定数は、幼稚園設置基準により「1学級の幼児数は35人以下を原則とする」となっています。野洲市の各幼稚園の定員は、4・5歳児は35人、3歳児25人として保育室数に乗じた数となっています。しかし、中主幼稚園は、新校舎で開園したときから、1学級4・5歳児は30人、3歳児は20人となっており、合併後も継続してお

ります。

野洲市の幼稚園の幼児数の現状は、全体的には保育室数の現状を踏まえ学級編制をしております。幼稚園全体で45学級のうち、4・5歳児は28学級すべて30人以下の学級となっております。また、3歳児は、17学級のうち三上幼稚園の1学級のみ23人となっておりますが、その他は20人以下でございます。

このように、1園を除くすべての幼稚園で保育園の定数並みの幼児数の学級編制となっており、現時点では定数の見直しを行った場合でも保育室数はほぼ充足していると言えます。しかし、祇王幼稚園のように、今後園児数の増加が見込まれる園については保育室の不足が危惧されるところでございます。

また、定数の見直しの時期についてですが、開発により園児数が増加傾向にある地域の状況を見極めながら、判断したいと考えております。

最後に、3点目の病後児保育についてのご質問にお答えします。

現在、病児・病後児保育事業の体調不良児対応型を野洲第三保育園において実施しており、今年度から祇王明照保育園が新たに実施する予定でございますが、看護師の採用ができず、実施できておりません。

体調不良児対応型の病後児保育事業は、看護師1名を常勤雇用し、在園児が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間保育をするもので、看護師1名に対し2名程度の園児を預かることができます。本年度、野洲第三保育園では月平均5名程度保育しております。また、在園児だけでなく他園の子どもの健康相談につきましても対応しているところでございます。

ご質問の病院と連携した保育を実施するにあたりましては、病院、診療所、保育所等に付設された専用のスペースが必要であることや、病児の看護を担当する看護師等の配置等が必要となることから、実施しておりません。今年度、野洲市次世代育成支援行動計画を策定中でありまして、その中で、今後、市が進めていく子育て支援施策の1つに病後児保育の1カ所設置を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） まず、地域安全センターの問題ですが、県警と連携して常夜灯事業を検討するという、これ、県の事業で、インターネットを見てみますと、まちの常夜灯モデル事業として県の予算額300万円でされております。自主防災とボランティアとい

う形でやっておられて、退職の警察の方も一緒になってという形になっております。予算が決められている中で、現時点で野洲が県の方に要請をされているということになっているんだと思うんです。

こういうことが行われるということが決まった段階で地域安全センターの廃止をされるならば、それでチェンジできると思うんです。しかし、今はその担保も取れていないのに地域安全センターの廃止だけが先行していつてる。これは地域住民にとってはいただけない話で、こういうことが確約されて初めて、このセンター廃止というのが出てくるのではないのでしょうか。

質問でも言いましたように、本当に北口の犯罪率が高いんです。住んでおられる中で、しょっちゅう夜無人になる商売人さんのところが空き巣にねらわれたりとか、また、わずか5分ぐらいで家に帰れるあの距離やのに小学生が痴漢に遭ったとか、お風呂がのぞかれるとか、もうしょっちゅうそういうのが起こった中で何とか安全なまちにしてほしいという皆さんの願いがあるんです。

あそこにそういったものが設置されてちょっとはましになったけども、朝も夜も大変な事態になってますし、今の地域安全センターの前のあいたビルにキャバクラですか、ができるということが今言われているんです。ますます風俗的に不安なまちになってくるといふことで、地域安全センターを廃止してしまって空白の期間を置くというのは安心できない。県の常夜灯のモデル事業を検討するという事で野洲が採択をされないのであるならば、地域安全センター廃止はしていただきたくない。さらに充実をしてほしいというところ辺のところに対して、どういうふうに見解を出されるのか。先にセンターありきでは住民はとても納得できません。お答え願います。

次に、検診・健康診断の問題ですが、集中改革プランの中で、集団で子宮がん検診の方が220人おられます。医療機関での検診の方が600人おられます。今、検診のこの金額600円を引き上げることに関して影響ないということをおっしゃいましたが、1,800円に引き上げられるということに対して、これはやっぱり大きな影響があるんじゃないのでしょうか。これまで220人の方は、集団でも地域でもどちらでも選択できたけども、何で集団に行かれたかというたら、やはり600円という金額の魅力で行かれたのではないのでしょうか。それを集団を倍以上の1,800円にするということは、影響ないどころか、大きな影響が起こってくるのではないのでしょうか。どうして影響がないということをおっしゃるのでしょうか。根拠を明らかにしていただきたいと思います。

特定健診の健保が指定する医療機関でしか受診できないということに対して、周知がされていないから徹底をするというような方向を今答弁されましたが、そうではなくて、どの医療機関でも受けられるようにすべきだということを私は言ったんですが、そういうことを行政として国に上げていくとかいう考えは全くないのでしょうか。皆さんからお聞きしているのは、やはり近くで健診を受けたいという声が大きいです。遠くまで行かなくてはならないんです。しかも特定したその場所しかだめだという、医療機関が限定されていますので、こういうところではもっともっと早期発見、早期治療という国民全体の健康を考えるならば、やはり健診しやすい場所にとというのが当然の思いではないかと私は思うんです。それを地方自治体が、そうじゃなくて周知を徹底したらいいという考えは、本当に市民の健康を考えておられる答弁なのかということをお聞きしたいんですが、耳を疑ったんですけども。もう一度見解を求めたいと思います。

乳幼児保育につきまして、今後保育料の関係に関しては適正化を行うということをおっしゃいました。この出されました野洲市のところにも保育料を下げたいというのは、意見の中に「保育園、幼稚園の料金を安くしてほしい」というのが16件出されています。そういうところで、幼稚園での預かり保育をする金額と保育園で保育をされている金額、かなりの差があると思うんです。保育園の方は高いですからね。ですから、そういう方が本当に保育料を下げたいということをおっしゃっている中で、幼稚園の預かり保育並みの保育料を検討されているのかどうか、そこだと思います。幼稚園の預かり保育の保育料も保育園で預ける保育料も同じ金額というふうなことを料金改定で考えておられるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

あと、保育園と幼稚園の問題ですが、基本的に幼稚園での預かり保育というのは、きちんと保育園並みの朝から夕方6時までの一貫した保育がされているんだったらいいんですけども、ばらばらで、幼稚園に行ったり、保育園に行ったりというふうな、そんな形になるんだったら子どもに負担がかかると思います。今年から中主で預かり保育がそのクラスだけを別にして保育されるようになったということをお聞きしています。私はベストやと思うんです。途中でうろろうしなくても、朝から夕方までのトータル保育を中主の幼稚園で預かり保育のクラスをつくったということをお聞きしています。そしたら、これからされる北野やら野洲でそういうふうなことができるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

もう一つ、病児・病後児保育の問題ですが、福井県では子育て支援ということで病児・

病後児保育の県の全体的な、どこの医療機関でやっているとか、施設でやっているとか、いっぱい、ページめくればだっと出てきます。私、この滋賀県はめぐりましたが、出ていません。そういう意味では子育て支援に関してその分は落ちていると思います。だから、福井県並みにしていただきたい。県に対してそういう要望を行政として上げていただきたいし、それが実施されるまでは、草津市や栗東市などで病児・病後児保育がされております。民間の医療機関に対して補助金を出して草津市の広報にもホームページで出ていますけども、そういった基準も出して民間ですておられます。栗東でもされています。そういうところで近隣でもされているんですから、野洲市でぜひ設置をしていただきたい。今後、1カ所設置を検討するとおっしゃっていますが、どういう形で検討をされているのか、もう少し具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

それと、後期高齢者の福祉の問題ですが、民主党のマニフェストでも後期高齢者医療制度の廃止ということが出されております。共産党は、75歳以上の医療費の無料化、小学校入学前までの医療費の無料化、1兆3千億円もあればできる。民主党が言っている高速道路の無料化、あれ、1兆3千億円。同じ金額ならばどっちを優先すべきかということを選挙のときでも皆さん方に訴えました。やはり優先順位は、そういった財源の問題で何を優先しなければならないのかということだと思います。そういう意味で、先ほど大きな財源負担になるということをおっしゃいましたけれども、やろうと思えばできる内容ではないかと思います。行政もそういう意味で国に対して財源問題を、そんな心配をせずに税金の使い方を変えよということでもっときっちりと主張をしていっていただきたいというふうに思うんです。今の話を聞いていると全然国に対してそういったことを言っていくような答弁は聞こえなかったんですが、どうなんでしょうか。もっと国民の皆さんが介護保険も高いし、国保も高いし、何とかしてほしいという、そういうのを本当に聞くんですよ、毎日毎日。それをやはり行政として国に対して意見を上げていただかなければ改善はされません。そういう意味においてきちっと国に伝えていっていただきたいと思います。

それと在宅介護の問題ですが、私言ったのは、働いておられる家庭の方はやめないと介護ができない事態なんです、今の介護制度の中では。緊急通報システムとか介護タクシーとか言われましたが、これもやはり家族がいなくてできない部分もあります。家族の会もリフレッシュもみんな家族が介護されているという前提のリフレッシュの問題です。共働きで誰も介護する者がいないというときに仕事をやめなくてはならないという日本のこの現状を何とかサポートしていく体制をぜひとっていただきたいんですが、その方策をお聞

かせ願いたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問に関して、まず地域安全センターに関して私の方からお答えいたします。その他につきましては、全般的なことをお答えして、担当部長の方から具体的にお答えいたします。

まず、地域安全センターにつきましては、集中改革プランの素案で見直しをすると、あるいは廃止も視野にということで、廃止が入っていますのは、これはご承知のとおり、外部の方に入らせていただいている行政改革の委員会で評価が低かったということがございませぬし、できてからもまた事件が起こっているということもありまして、機能が本当にいいかどうかということです。専門家に聞きましても、建物ありきで始まっております。ですから、本当は見通しのいい建物、立地、あそこに箱ありきで入れたということで、本当だったらもっといい場所の方がふさわしいということも言われております。

現在あそこにならぬのお金を使っております。今、この厳しい中で優先順位をつけるとするならば、もう少し見直しをしようということで提案させていただいていまして、全く閉じるつもりはございませぬ。まちの常夜灯事業というのは、野洲市の安全センターのすぐ後に始まっています。本当は情報交換をしていればそれが使えたのではないかといいうぐらいに近接しております。県警本部の見解でも、野洲市はかなり頑張つて動いたけれども、県警との連携のもとに動いていないということです。ですから、県警の制度が今ありまして、近江八幡市、大津市、そして長浜市でしたか、動いていますので、それを使うということで、切れ目なく。さっき、えらい誤解をしておられるんですけども、それに乗れなかつたらやめるとかいうのではなしに、当然、県警はお勧めの事業ですから乗らせていただくと思っております。

検討となっているのは、県もえらく財源が厳しいようであり、その財源が措置されるかどうかということで、じゃ、野洲市だけがあれだけの負担を負うのか。まちの常夜灯事業は県全体で今ご指摘の予算です。野洲市は単独であれだけかけている。どこでも今事件が起こっています。北口だけじゃないです。北口は大規模小売店の深夜営業のところが一番課題になっていて、あのあたりをどうするかなので、今、店舗の経営者等もできれば参画していただいて、ああいう深夜営業の場所の安全対策を検討したいというふうにご考えておきまして、総合的に対応を考慮しております。決して安全をないがしろにするつもりは全くございませぬ。

それと、あと、保育園・幼稚園につきましては、本来もっと根本的な検討が必要かなというふうに思っておりますが、当面、野洲第一保育園、第二保育園、そして三上保育園、いつも申し上げていますように、耐震対策等もできていなくて、展望が開けていません。とりあえず篠原の保育園と幼稚園の対応ということで計画を出させていただきました。

預かり保育につきましても、適正なものではなくて、本来ですと保育園を希望されるのであれば保育園へ入っていただくということなのですが、施設の関係から暫定的にという判断をしております。

それと、保育園と幼稚園の制度が併存していることにつきましても、本来どうあるかと。確かに国の省庁は文部科学省と厚生労働省でありますけれども、まさに育てているゼロ歳から5歳児の就学前の子どものあり方という観点から、もう一度基本的に考え直したいと思っております。今、たちまち時間もないので、現在の計画で対応させていただいているところであります。

あと、後期高齢者につきましても、こういった制度は完璧な制度ではございませんが、一旦保険制度ができたものを安易に変えるということについては慎重に判断されるべきだろうという見解を持っております。それと、部長がお答えしましたように、日本として医療費をどれだけ割くのか、その財源をどうするかという議論を抜きにしては問題が解決されません。ですから、後期高齢者を廃止するしないという議論以前に、やはり日本国民の医療費をどうするかという議論の中で議論されるべきと。それと、具体的には市民にツケが来る形で混乱が起こるのは困るので、慎重にされたいという判断で今おります。

それと、介護保険につきましても同じことで、常々申し上げていますように、これから需要が増える。そうすると半分公的財源、半分保険料ということでいけば、ますます負担が高まってくるということで、これにつきましても財源問題が当然出てくると思っております。同じ市民に負担を求めるということになると思います。

それと、もともと介護を社会化する、福祉を社会化するというところで起こっていますが、ご指摘のように、まだきめ細かさには欠けているという認識をしています。これについても、たちまち課題が解決できるというものでございませぬので、野洲市民の高齢化の不安を除くという観点から取り組みをしたいと思っております。

それと、いつもご指摘で県にとか国にとかおっしゃるんですけど、やっぱり自治体というのはもう少し独立的に市民の観点からであって、単に陳情機関、提案機関ではございませぬので、ぜひまちの中でどうするかという責任ある立場でのご提案をいただくことを期

待しまして、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目に検診ということで、集団検診の件ですが、集団と医療機関ということでありませう。今、ここ数年では年々、医療機関の受診をいただいている方が多くなっています。これにつきましては、当然、検診の後のフォローアップという部分では集団よりはやっぱり地域の医療機関で受けていただくということが必要性も高まってきているように思っています。

おっしゃるように、600円という集団の検診ですが、その単価につきまして、これまで医師会との契約単価が安かったということで600円ということでしたまいりましたが、今回、医師不足等の関係もございまして、子宮がんでいきますと、今想定していますのが、医療機関では単価が6,258円ですが、集団になりますと8,400円ということで医師会から示されております。医師の方に出てきていただいてやるということで、出張でかなり高いところで、実は逆転を起こすという状況なので、それを1,800円に医療機関と同等の扱いということをおもっています。市としても、今後、医療機関で受診いただくということの方向でできればお願いしたいという方向も持っております。

10年前にこの検診単価については引き上げをさせていただいたんですけども、徐々に受診率アップにつながっております。10年前も影響が大きくなかったということもありますし、今回、クーポンと相まって、また、マスコミ等も今の形で情報いただいておりますので、今後ますます負担割合というよりは検診の必要性について高まっていくものだと考えております。

2点目の身近なところで健診を受けられるということですが、これまでは健康増進法等で定められていたものが、高齢者の医療の確保に関する法律という中で、いわば実施主体を市町村から医療保険者へ移していこう。その意味は、健診受診者全員に対してきちっと保健指導も見えていこうという細かな形で進めていきたいということがございます。もちろん身近なところということですので、各社会保険等の保険者につきましては、県の医師会等とも連携いただければ身近なところで家族の方が受診いただけるということになります。これにつきましては、お答えの中でも申し上げましたように、県の中でも保険者の協議会が設けられております。その中で論議いただく中にこのような声があるということも伝え

て、近くの形で、特に家族の方が遠くに出かけなくて受診いただける環境について図って
いければと思っております。

あと、国への後期高齢につきましては、今市長がお答え申し上げましたけども、20年
にスタートしまして、多くの声があったということで、その後、制度が幾つか変わってき
たということになってきたと思います。2度とあのような被保険者の方に混乱の起こるこ
とのないという部分では、新たにどういう形で見直しがされるかあれなんですけども、そ
れについては私どももきちっと申し上げていきたいと考えています。

介護保険での働きながらのご家庭での介護、アンケートでいきますと、65歳以上の方
が介護されているというのがおおむね30%おいでになるということです。今の仕組みで
は日中おられない家庭もヘルパーが訪問してきちっとできる仕組みということにはなっ
ております。その分につきましては、私どもの包括支援センターがご家庭の事情に応じて
相談にも乗ります。ケアマネとも連携をとるということですので、そのような形で一層こ
の仕組みをうまく活用いただけるように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（佐敷政紀君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

保育料の見直しにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、平成19年度に保
育料の見直しを行ってございまして、低所得階層の軽減を図った他、国の徴収基準の20%
の軽減を図っておりますので、現在のところ考えておりません。

それと保育料、例えば所得税額が9,000円から4万円の階層の方の月額平均は2万
1,870円でございます。一方、幼稚園の保育料、これ、預かり保育をされた場合は月
額2万1,530円でございます、それほど差が出ているというところではございませ
ん。

それと預かり保育、野洲・北野・祇王につきましては、中主幼稚園のような体制というこ
とですけれど、できるだけ中主幼稚園の体制ができるように施設整備も含め検討してまい
りたいと考えております。

それと、病後児保育の実施にあたりましては、守山野洲医師会に打診を図っていきたく
と考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 地域安全センターは、あそこが空白期間が起こらないように継続性を持たせていただきますようお願いいたします。

あと、乳幼児保育の部分ですが、昨夜、NHKで党首の方々のお話を聞いていました。幼保一元化が進まへんのは昔の古いしがらみに縛られているからということをも民主党的岡田さんがおっしゃってました。私はあれは間違ってると思います。古いしがらみに縛られているんじゃないくて、保育園には保育園として朝から夕方まで夜までどう子どもの発達を保障していくか。幼稚園は1時か2時までの間にどう就学前教育をやるかという、全然違うんです。生活の場、トイレトレーニングをしなくてはならない保育園というのと、基礎的な部分のことはされて来られている幼稚園というのとは自ずと違うんです。ですから、古いしがらみじゃなくて、それぞれの子どもの発達に合わせた保育をそれぞれでされているという、そういう状況をきちっと認識してもらわな。岡田さんの考えはちょっといただけないなと思って話を聞いておりました。

現場の保育士さんは多分そういう思いで幼稚園も保育園も頑張ってる保育をされていると思いますので、幼保一元化ということで、幼稚園の教室があいているから預かりで使うたらええやん、幼稚園の教諭が昼から夕方まで仕事してへんのと違うか、あれ使うたらええやんみたいな、そういう発想ではあかと私は思うんです。それぞれの果たしている役割があると思いますので、今後、そういう意味で預かる保育をされるというのであるならば、中主が行っているように、朝の8時半から夕方の6時まで子どもに一貫した生活の場として保育園並みの保育ができる、そういう預かり保育を徹底されるようお願いいたします。

それと最後に、市長が国にいろいろ意見を求めるのではなくて、まちの中で考えよということをおっしゃいました。財源の問題は国に求めなくてはならないと思います。国はみんなから集めた税金を無駄な公共事業に使い、軍事費に使い、アメリカのグアム移転のために莫大なお金を使うという、こういうお金の使い方をしているんですから、こんなことはやめて、こっちにお金を回してほしいということを本当に言ってもらわないと。どんぶりの中で何ぼかき回したってどんぶりが小さいんですよ。もっと大きなどんぶりに地方自治体になるように、もっと地方から国に声を上げていただきたい。それがないと、何ぼ何でも一生懸命でやっていたって限度がありますよ。市長、そこら辺のお考えは私に求めるんじゃないくて、もっと上に向かってものを言って下さい。国や県に向かってものを言って下さい。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 全く同感でして、先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療でも財源をどう振り向けるのかとか言っています。ですから、決して何もおとなしくまちの中だけでやるというつもりはございませんが、すべてにわたって国への提案、県への提案とおっしゃるので、そういう問題じゃなくて、やはりきちっと地域の中で実践をやってプログラム化してからでないと、単に政治で提案をしているわけじゃなくて、自治体として提案する限りはぎりぎりの取り組みをやった上でやるべきだということを申し上げているわけです。決して黙って閉じこもってやるつもりはございません。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からといたします。

（午前 11 時 51 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 10 号、第 16 番、本田章紘君。

○16 番（本田章紘君） 16 番、本田章紘でございます。

さて、今任期中における定例会は今議会が最終となりました。今日までの一般質問や議案質疑等で課題や問題点として取り上げてきた事項について、現状や残された課題、今後の取り組みについて確認いたします。多くの質問をしておりますので、丁寧なご答弁をいただくようによろしくお願いいたします。

まずはじめに、国道 8 号線や生活道路の整備が進展しない野洲市の道路行政について、今日までの議会においてさまざまな観点から質問いたしましたが、特に渋滞や交通集中による危険性の高い道路について以下の内容を伺います。

1 つ、国道 8 号野洲栗東バイパス道路の進捗状況と工事開始見通しと完成見通しについてお尋ねいたします。

2 つ、野洲川橋西詰交差点改良の進捗状況と完成見通しについてお伺いいたします。

3 つ目、県道野洲甲西線の三上小学校前交差点から希望が丘口交差点までの三上山側、すなわち北側の歩道整備と三上小学校前交差点改良の見通しについてお伺いいたします。

4 つ目、国道 1 号線バイパス道路の一部開通で県道野洲甲西線の車の流れが変化していると実感しております。近い将来開通する予定の 1 号線までの側道の開通、その後の全線開通によって県道への通行車両が集中することも予測されますが、市民生活を守るための道路対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

大きな2項目目、集中改革プランでは、市民に大きな負担をお願いして聖域を設けず進めたいとしていますが、市有地の一部を賃貸借している事例として、駅前の駐輪場を経営している給与生活者の会に貸与している駅前1等地の土地の契約内容と貸与経過について確認いたします。

3つ目、取得後何らの利用計画は示されず、わずか5年で利用目的のない土地として処分対象となっている野洲市大字野洲地先の野洲川廃川敷地を平成17年に購入するに至った経過と背景を伺います。特に、平成16年の合併直前に購入のための予算、土地取得不動産鑑定委託料が予算に計上されています。新しいまちとして市長や議員が交代する可能性も予測される状況の中で市当局は自主的に目的のない土地を購入した理由はないと判断することから、土地の購入を要請したのは県なのか地元なのかを含めて詳細な回答を求めます。

大きな4項目目、近江富士団地内にある三上幼稚園を現在の場所に移転する際に、三上保育園は現在の近江富士団地に存続させると当時の町長が明確に議会で答弁しています。今回提示された乳幼児保育振興計画で三上学区の園児数が減少するとしていますが、このことは市のまちづくりの責任であり、行政の責任と言わねばなりません。現在、近江富士団地では、高齢者に住みにくい住宅団地となったことから、利便性の高い住宅への転居と若い世代の転入が少しずつ進んでいます。三上学区の過疎化に歯どめをかけるならば、現状を肯定した施策の展開ではなく、利便性の高い道路行政や住宅団地の活用を図る施策を進めるべきと考えますが、見解を尋ねます。

大きな5番目、昨今は集中豪雨による泥流の被害が各地で発生していますが、野洲市防災マップに表記されている三上山周辺の急傾斜地についての整備状況と雨量との危険性、そして、今日までの整備状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

大きな6項目目、集中改革プランの中で市民に平等に負担してもらおうとして、高齢者が通院や買い物に利用している無料パス、げんきカードの廃止が盛り込まれています。集中改革プランには一定の理解を示すものですが、等しく負担してほしいとの考えにも理解はいたしますが、高齢者の中にはぎりぎりの生活をしている方々もあることから、所得等によって無料パスを発行する施策も考えるべきではないかと思えます。命をぎりぎりの生活や医療でつないでいる方々に支援の手を差し伸べることは行政の大切な役割と考えることから、見解をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の今任期で課題として質問した事項の総括のご質問のうち、４点目の三上学区における利便性の高い道路行政や住宅団地の活用を図る施策について、私の方からお答えをさせていただきます。その他のご質問に関しましては、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

まず、お断りをしておかないといけません、議員は今任期でということですが、私はまだ任期が始まったばかりでございますので、回答には限界がございます。あらかじめご了承ください。

三上地区は、昭和４０年代後半から工場立地、住宅開発が始まりまして、近江富士団地は市内でも最大規模の住宅団地として整備されました。周辺は良質な農地、大山川などの親水性の高い河川、三上山を中心とする里山などの自然環境にも恵まれた優良な住宅地であり、無秩序な市街化が進むことなく、均衡ある土地利用が図られてきたと考えております。しかしながら、市街化調整区域の多くの地区と同様に、人口の減少と共に少子高齢化が進行しているところであります。

そうした中で、国土利用計画をもとに都市計画マスタープランでは、三上地区の将来目標を掲げ、交通アクセスが充実した地域づくり、多様な世代が暮らしやすい地域づくり、すぐれた自然資源や歴史資源を生かした地域づくりを進めることとされております。しかし、野洲市においては、いまさら道路と言われる状況ではありますが、やはり道路整備が地域の活性化はもとより、安全で快適なまちづくりを進めるときに不可欠ではないかと考えております。

国道８号線バイパスに関しましても、近くに走っている名神道路へのアクセスの利便性の向上に向けた幹線道路計画の検討を行う他、住宅地内の道路については、歩行者や自転車通行者等に配慮した安全安心の確保された適切な整備・改修を進めてまいりたいと考えております。特に８号線バイパスにつきましては、詳細は部長の方から答えますが、まだ見通しが立っておりません。

それと、渋滞対策に関しましても、８号線の目処が立たないと県道の整備もできないというのが現下の県の考えでありまして、今、出口がふさがった状態であります。ただ、これを手をこまねいて待つわけにはいきませんので、今申し上げましたように、新たな高速道路の利用等も踏まえた複数案が考えられないかということで検討を進めているところであります。

また、高齢者の生活に適した住宅への住み替え支援制度の活用の他、緑豊かでゆとりあ

る住環境の保全と創出に向けた地区計画や建築協定等の導入など、地域住民の皆さんのご意向に沿った施策についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 本田議員の今任期で課題として質問した事項の総括のうち、私の方から1点目の野洲市の道路行政について、また、2点目の駅前駐輪場の関係、そして、5点目の急傾斜地の関係をお答えさせていただきます。

初めに、道路行政に関します国道8号野洲栗東バイパス道路の進捗状況と工事開始見通しと完成見通しについて、先ほど市長に概略でお答えをしていただきましたが、詳細にわたりまして私の方からお答えをさせていただきます。

市役所前の市道野洲中央線をはじめといたしまして、市内の道路渋滞は国道8号の渋滞と関連するものが多く、市といたしましても国道8号の渋滞緩和対策といたしまして、国道8号野洲栗東バイパス道路の整備を位置づけております。

進捗状況につきましては、バイパス計画上の関係市では事業進展が遅延いたしておりますが、当市におきましては、現地測量、地質調査結果を反映した予備設計を平成20年6月に完成いたしており、これに基づき関係自治会とバイパス計画に対して理解を得るべく、協議の実施まで進捗いたしております。

なお、今後、用地調査などの実施を計画いたしておりますが、用地確保から工事完成までおおむね10年程度は必要であると考えられます。

今後も引き続きバイパス整備の推進についてはもちろんのこと、名神高速道路へのアクセスなども含めまして市内の渋滞緩和について検討していきたいと考えております。

次に、野洲川橋の西詰交差点改良の進捗状況と完成見通しについてお答えさせていただきます。

野洲川橋西詰交差点改良につきましては、今年度、詳細設計を予定いたしておりまして、これに基づき用地関係者及び関係機関等と協議を実施していくことから、現時点でまだ完成見通しを申し上げることはできませんが、早期の改良に向け、県に対しまして強力に要望してまいりたいと考えております。

次に、県道野洲甲西線の三上小学校前交差点から希望が丘口交差点までの三上山側、これは北側でございますけれども、歩道整備と三上小学校前交差点改良の見通しについてお答えさせていただきます。

ご質問の件につきましては、滋賀県に対し整備の要望をいたしておりますが、いまだに実現に至っておりません。県道野洲甲西線の山側の歩道整備につきましては、三上小学校側に歩道が設置されていることから、県におきましては、現時点では両側に歩道の整備を考えていないという回答であり、また、三上小学校前の交差点改良についても、交差点改良だけでは抜本的な渋滞緩和対策とならないこと、また、根本的には国道8号の渋滞が原因であるという県の見解から実施に至っておりません。

この交差点につきましては、右折用信号の整備などにより一定の渋滞改善はされたものの、本市といたしましてもより抜本的改善が必要と考えております。このことから、渋滞緩和を県道の交差点改良のみにゆだねるのではなく、道路の右折車線の拡幅も検討し、市道も含めた付近一帯の安全性の向上や渋滞緩和を図るため関係機関との協議用図面を作成したところであります。この図面をもとに関係機関と協議の実施を進めるのと同時に、歩道整備をあわせて滋賀県に要望を行っていきたいと考えております。

次に、国道1号バイパス道路の一部開通に伴う市民生活を守るための道路対策についてお答えをさせていただきます。

国道1号バイパスの栗東水口道路につきましては、現国道1号の交通渋滞の解消や道路交通環境の改善を目的に平成12年度に着手され、事業が進められているところであります。現在、湖南市菩提寺まで暫定2車線で供用開始され、県道野洲甲西線に接続されております。今後、平成22年度には野洲川に側道用の橋が架橋され、野洲川左岸側の湖南市石部地先の現国道1号へ接続されることから、現在の暫定道路を通過する主交通の流れは変わり、県道野洲甲西線への流入交通量は減少するものと予測されます。

また、本線全線開通の場合には県道野洲甲西線への接続は国道バイパスの側道からとなり、主交通は本線を通り、野洲川を渡り、栗東方面へ接続される形態となることから、県道野洲甲西線の交通量の負荷は少なくなるものと想定されることから新たな道路対策を講じられておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の野洲市給与所得者の会に貸与いたしております駅前駐輪場用地の契約内容と貸与経過についてお答えをさせていただきます。

最初に、駐輪場用地の契約内容でございますが、野洲駅南口にあります野洲市小篠原2194番11の644.05平米の用地と野洲駅北口にあります野洲市北野一丁目2229番198の167.19平米の用地及び軽量鉄骨平家建ての123平米であります。契約期間につきましては、いずれも平成21年4月1日から平成22年3月31日まででござ

ございます。貸付料につきましては、野洲市使用料条例第3条第1項27号に基づき決定いたしております。

また、貸与の経過についてであります。野洲駅南口の駐輪場用地につきましては、昭和52年に当時の給与生活者の会が国鉄清算事業団用地に借用され、駐輪場を建設され経営をされておりました。その後、昭和63年度に国鉄清算事業団から当時の野洲町が土地を購入したことから、野洲町と給与生活者の会との間で土地貸借契約を締結いたしましたものでございます。

なお、平成19年度に策定いたしました野洲駅周辺地区都市再生整備計画により当該敷地を公園整備することとなったことから、平成20年度に駐輪場をJR側に移転していただき、平成21年度から新たに賃貸契約を締結いたしております。

一方、野洲駅北口の駐輪場につきましては、中主町町有地の用地であり、建物は昭和51年度に旧中主町が建設をし、翌年から中主町勤友会に管理運営を委託しておりました。現在、野洲市給与所得者の会と土地貸付契約を締結しているものでございます。

次に、5点目の野洲市防災マップに表記されております三上山周辺の急傾斜地についての整備状況と雨量との危険性の確認についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地の整備状況につきましては、滋賀県が急傾斜地崩壊対策事業として平成15年、16年度に三上1号の東林寺区域の約190メートルの整備、平成17年、18年度には三上2号の1工区の山出区域の約150メートルを整備されております。また、平成20年、21年度に三上2号2工区の山出区域で70メートルを現在整備中であります。

野洲市防災マップに掲載されております急傾斜地危険箇所につきましては、谷型地形のところで勾配が30度以上の箇所を急傾斜地の危険箇所に指定されているものであります。

また、土石流の危険箇所につきましては、溪流の土砂が水と一体となって流れ下るおそれがある箇所を危険箇所と指定しているものでございます。

また、雨量との危険性につきましては、県に確認をいたしましたところ、土質調査を実施していないため雨量との相関関係は明らかになっていないということでありました。なお、大雨警報等が発令され降雨量が多いと判断された場合には、土砂災害の情報が出されております。

ご指摘のように、昨今の雨の降り方は、ゲリラ豪雨と言われるように、野洲市においても昨年6月に時間最大36ミリの雨が降り、駅前の祇王井川では一部冠水いたしました。幸いにして急傾斜地の指定区域においての被害はありませんでした。

今後におきましても、特に危険と思われる人家が張りついている場所につきまして、急傾斜地や土石流対策事業の実施を県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 本田議員の野洲川廃堤敷地の取得経過についてお答え申し上げます。

当敷地は、昭和30年後半から堤防としての機能が失われて以降、地元野洲区において整地などの作業をされ、地域住民のコミュニティ広場として長年にわたり生活に欠かせない土地として利用及び維持管理がされてきました。

このことから、市としましても、建設省が所管している昭和48年ごろより地元の意向を受け、払い下げの要望を行い、昭和59年4月に国から県に払い下げが決まったときも、今後の土地活用にあたっては地元の意見を聞きながら処分することも確認されております。

その後も払い下げにつきましては、県と継続的に協議を進めてまいりましたが、平成16年に県が遊休地処分の強い意向があり、当該敷地も民間に売却される可能性も出てまいりました。このことから、市としましてもこれまでの経過を踏まえ、地域住民の福祉交流の場及び道路などの生活に欠かせない施設を整備することを目的に平成17年2月に用地取得したものであります。

その後、利用計画を策定するため庁内でも協議してきましたが、具体的な計画の策定には至っておりません。一方、地元野洲区におきましては、生活道路の整備やゲートボールなどの多目的広場、緊急時の避難場所の確保を要望されております。

なお、この土地につきましては、取得にあたっては債務負担行為で現在も償還中（平成16年～平成25年）であることから、名義は滋賀県土地開発公社となっておりますのでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 続きまして、第6点目の循環バスの高齢者有料化に伴う無料パスについてのご質問にお答えいたします。

低所得の高齢者は無料にとのご意見ですが、現在、高齢福祉課が70歳に到達された時点で交付しているピンクの元気カード、いわゆる無料パスは原則1回交付するもので、毎年更新はしておりません。前年度所得などを調査の上、毎年更新するとなれば、配付と回

収などの経費と事務量が膨大となることから難しいと考えます。

なお、現在、県下で高齢者を無料としているのは本市だけであり、昨今の財政事情からやむなく通常料金の半額である100円の有料化を予定しておりますが、負担増を避けるために回数券の発行もあわせて予定しております。これを利用していただくと、実質1回当たり87円で乗車できることとなり、近隣市町の中で最も安くバスが利用できるものです。

また、特定の受益に対しましては小額でもご負担いただくことが適正なことであり、ご負担をいただくことでサービスの質等に対する正しい評価もいただけるものと考えますので、応分のご負担をいただくことについてはご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 国道8号栗東バイパスですが、平成19年9月議会で同様の質問をしたところ、平成25年には工事着工していきたい、こういう見通しを示しながら答弁されております。今日に至った場合に日程すら全然表明されない。いかなる理由がそこに存在しているのか。目標を定めて、やはり課題を抽出して解決していかなければ、いつまでたっても問題は解決できないだろう。そのことを行政評価システムの中でもやはり評価していく、そういった取り組みが必要ではないでしょうか。特にこのように大きなプロジェクトにおいては、過程の評価というのは非常に重要であろうと、このように判断しております。

そのことも含めて、19年9月議会で平成25年の見通しを示されながら今日は出せないというのはいかなることなのか、改めてお伺いしたいと思います。逆に、ないならば、設定してその間でまち全体が一緒になって取り組んでいく、このことが重要であると思います。明快な答弁をお願いいたします。

同様に、野洲川橋西詰交差点についても、多くの事故が発生している状況の中で、市民に対していつになるかわかりませんがやりますというのでは、これは余りにも行政として無責任だろうと。やはり一定の詳細設計が整ったならば、いつごろには開通見通しを立てる、このようなことをご報告いただかれば、議会としても「はいそうですか」というわけにはいかない、そういう環境であろうと思うんです。再度、完成時期をいつごろに置いているのか、何年ぐらいで工事を完了していくのか、その間における交通対策はどうするのか、お尋ねいたします。

三上小学校前の交差点ですが、三上幼稚園を建設するときには実は交差点改良というのが盛り込まれておりました。これ、なぜかといいますと、三上小学校の横に歩道をつけていく、これは中学生の子どもたちが学校に通うための歩道がなかったことから歩道建設をしていただいたわけですが、それとあわせて交差点を改良しないと、子どもたちが自転車で歩道を通行して、そのまま県道を横切ることにはできないということから、交差点改良計画もございました。国道8号線側に少し位置を直して直線化した形で歩道整備をしていく、こういった計画もあったわけですが、用地買収が済まない、このようなことからとんざしたままになっております。

このことが引き継がれていっているのか引き継がれてないのか、今ではそこだけ改良してもだめだと、このようなことでは全くもって問題ではないかなと、このように思うんですけども、改めてお伺いいたします。

国道1号バイパス道路、これが開通したことによって、実は8号線から南桜に向かう道路で渋滞が始まっております。朝のひどいときは、ほぼ三上小学校の近くまで反対車線も渋滞しております。ということは、やはり利用しやすくなると、そこに車が集中するということを如実に物語っている。このことから、やはり県道の整備を進めないと、1号線バイパスが開通したからすいてくるだろうというのは安易な考え方であります。特に、国道1号線バイパス道路は、その先線の栗東市の六地藏あたりにインターチェンジが開設されます。ということになると、逆にそちらに向かう車は非常にふえていくだろうし、希望が丘線も当然のことながら渋滞の必然性が出てくる、交通が集中する、こういうことが言えるわけですし、今から対策に取り組まねば間に合わない、このように思うんです。

特に、湖南市から野洲市側のちょうど名神高速道路の下あたりからこちらの野洲市側のところというのは、県道の整備がほとんど取り組まれておりません。湖南市側は広い道路となって十分な交通量に耐え得るだけの整備がなされました。野洲市側は何も手つかずでございまして。このことも含めてどう取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

近江富士団地のまちづくりの観点から取り組んでいただきたいなど。子どもたちが減っているから、そのことを前提にしたまちづくりを進めるのは、これはまちづくりとは言えないんじゃないでしょうか。今まで700戸余り、現状では800戸近くの方々が住んでらっしゃいました。今、本当に高齢化になっておりますが、一部では住み替えがどんどん進んでいっております。自衛的に高齢者の方が利便性の高いところへ移り住まれて、その跡地に若い人たちがどんどん移り住んでいます。このことに行政の中で施策として取り組

むならもっといいまちづくりができるんじゃないか。若い人たちに住んでいただける場所が、野洲市には提供する場所がないわけですから、こういった住宅団地を循環活用していくことが非常に重要になってくる。

これは近江富士団地だけではございません。お隣の七間場もしかりです。そして、富波の方にある住宅団地も同様のことだろうと思うんです。市内に存在する住宅団地の土地を活用していく、もっと若い人たちが住みやすくしていく、こんな環境整備が行政の一番大事な施策ではないかと思うんですが、見解をお伺いいたします。

特に、住宅の住み替え制度は国交省も進めているわけですから、当然、行政の大きな支援がないと成り立っていかない制度運用でございますので、そのことも含めてお伺いいたします。

急傾斜地ですが、今、山出地先で工事がされております。もうすぐ完成するということですが、昨今の土石流というのは、単なる急傾斜地だけではないんですね。時間当たり雨量だけじゃないんですね。その前後の雨量がどうであったか、そこへ集中的にどれだけの雨量が発生したかと、複合的な要因が重なって発生しているのが山口県の災害状況でもあると報告されておるわけです。

そういったことを含めて、県とタイアップして取り組んでいかないと大変な事故が起こるんだ、こういう危険性をはらんでいる。そういったことも含めて今後対応が必要だろうと思うんですが、改めてお伺いいたします。

無料パスについては、所得制限云々ということとはできないとおっしゃるんですが、1回調べれば、後たびたび繰り返す必要はないわけですね。高齢者の方が途中から一挙に所得がふえるわけではないので、当然、70歳の時点で施策の必要な方かどうかというのは判断できるわけです。

日本経済新聞で8月25日の無料パス続けてというような記事が皆さんのお手元にもあるはずですが。有料化を進めていった結果、通院等の回数を減らす、自衛的に自分の命を縮めても対応していかざるを得ないという声が寄せられているわけでありまして、そういったことに行政が手を差し伸べなくて、どこに命を守る行政の施策の手を差し伸べるのか。これはやっぱり問題だろうと思うんです。

これは単に循環バスだけではなく、他のいろんなところでげんきカードを使って元気に暮らそうとしていらっしゃる高齢者の皆さんに対するマイナスの施策ともなり得る要素であろう。そういったことについて、改めて取り組むことができないのかどうか、お伺いし

たいと思います。

それから、土地の賃貸です。これ、関連してお伺いしたいんですが、JRの複々線化の用地として購入した土地がございますね。これも一定のいろんな方々に貸与され、賃貸借されている。この賃貸借料と、今、駅前で駐輪場を運営されている団体との賃借料というのは整合性があるのでしょうか。それにはいかほどなのかと坪当たり単価等を示していただかないと評価できないわけですが、どれぐらいの金額になっているのでしょうか。坪単価をお示しいただきたいと思います。

特に、市民の皆さんには、先ほど循環バス等でも申し上げましたように、非常に厳しい負担を強いていくわけですから、歳入の側での厳しさというのは等しくあってもいいだろうと。ここのところは辛抱して、やはり貸借契約をしているところ、ここの間で協議を進めて、少しでも歳入の道を開くことも大事だろうと、このように思いますので、改めてお伺いします。

それから、野洲地先の土地ですが、おっしゃるとおり、平成20年度の決算書にも出ておりますね。毎年1,500万ほどのお金を返していかなきゃいけないということが続けられて、また、あと残り6年あるんですか。払っていかなきゃいけない。この2年間の中で見ても3,000万円を超えるお金を返済しなきゃならない。今度転売するという案があるわけですが、この部分、図面を見ても非常に使いにくい用地になっているわけですね。細長い土地ですから、住宅地として開発するについても非常に無理があるだろうという感じがするわけです。ご要望のある道路をつけた上で売却していくとなると、その道路用地に係る費用、それから、近くに川が流れておりますので、当然、堤防整備をしていかなきゃならないということになると、そういった費用。本当に取得した費用が回収できるのだろうかという、そういう疑問がわいてくるわけです。

ですから、土地取得の段階でどのような判断があったのかなど。県に開発もしくは売却させればよかったんじゃないかと。何も市がわざわざ取得する必要性はなかったんじゃないかなど。今さらながら我々議会も認めてきている経過があるわけですが、大いにこのことはひとつ事例として取り組んでいく必要があるだろうという気がいたします。1億2,600万ほどのお金を投じたことが市民の皆さんの税金の無駄遣いにならないようにするにはどうしたらいいのか、このことを含めて考えていただかねばならない。今もって利用の目的がないとするならば、これは大変な問題であろうと思いますから、早急でどう処置していくのか。まだ6年もある借金返済をどうしていくのか。売却した後、まだ借金だけ

残るようではいけない。こういったことを含めてどのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

それから、前に戻りますが、市長の答弁のありました国土利用計画の中で見ましても、大変残念ながら、三上地域というのはこの国土利用計画の中でわずか4ヘクタールしか入っていないんですね。以前の説明ではほとんど道路用地だと、住宅開発していく余地はないんだというようなことがあったわけですが、そうした中において考えますと、三上学区というのはこれから衰退の一途をたどっていくのかなと、過疎化のまちになるのかなという懸念すらあるわけです。市長は先ほど積極的にまちづくりに取り組んでいきたいとおっしゃるわけですが、利用計画に載っていないまちづくりをどのようにお進めになるのかなという心配をしております。そういうことになりますと、この国土利用計画から見直しただけかなきゃいけないわけですし、そのことを含めてどのような取り組みをなさるか、お伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。幾つかご質問いただきまして、大きなところは私の方から答えさせていただきます。また、細部にわたっては部長の方からお答えをさせていただきます。

まず、一番最後にご質問いただきました近江富士団地あるいは三上学区地区のことですけれども、先ほど申し上げましたように、地区計画の制度を使ってと思っております。今、他の地域も含めまして土地利用で市街化区域への転換というのは実質困難です。野洲市の中できちっと制度をつくって地区計画等で開発をすることは可能ですから、そういう手法を使っていけばいいというふうに考えております。

ただ、近江富士団地につきましては、今ご指摘のような状態になったのはやはり道路交通の問題だと思っております。駅にもそんなに遠くないわけですし、実質、車で10分もあれば野洲駅へ来れる距離です。ただ渋滞があるために30分、40分、あるいは見通しが立たないということで、やはり課題は国道8号線の渋滞、それに伴う県道の渋滞等ですので、先ほどもお答えしましたように、もう少し何かの目処を立てられないかというふうに考えております。

それと、一番最初にご質問いただきました平成19年の国道8号線バイパスの見通しと今何が変わったのかということですが、事態は何も変わっておりません。変わったのは野洲市政の透明性が増したということでございます。

それと、西詰5差路につきましても、かつてご説明したと思いますけれども、滞っておったのを目処を立てました。何が滞っていたかといいますと、県道の橋が滞っていたわけです。あの橋は、野洲川が改修されたのにつけ替えられていません。ですから、新川の容量からすると、あの橋は低い。ただ、現状なので河川管理者は認めていましたが、交差点を改良するのであればあの橋を上げよということになっておりました。県としては、そこまでやると二桁の億円の事業になります。ということで、結局、膠着状態になっていたということです。これもきちっと明らかにされておられません。ですから、橋をつけ替えてまでやるのかどうかということで、本当の治水の安全を守るのであれば橋をつけ替えないとだめなわけです。

少なくとも、じゃ、今回、橋をさわらないのであれば、交差点だけは新しい橋の高さにしてくれという注文が来ていました。これも不可能なことです。あそこで上るわけです。今回話をつけたのは、それについても全体の中で考えてほしいということで、今、あその交差点改良の話に決着つけまして、河川管理者の了解も得まして、今、絵がかかれています。あとは県の財源待ちで、野洲市としてはやれることを全部やったつもりです。これは私が就任してからの作業です。物事がどこでとどまっているかということ、全然関係ないところでとどまっています。今の近江富士団地と一緒に、団地の地域が悪いんじゃないし、若い人が住まないのはあその交通をよくすればいいということだというふうに考えておられます。

それと、あと、近江富士団地だけではなしに、市内の民間開発された団地の世代交代が図れるようにとおっしゃいます。私も同感でして、できるだけそういった施策はとりたいたと思っていますが、開発は民間で、近江富士団地だけは県の公社ですけども、一般的には開発は民間でされて、その後を市がやるというのはなかなか至難のわざでして、先ほど申し上げましたように、やはり、今後良好な計画を立てていくと、地区計画等で道路あるいは治水を見越した総合的な中で民間開発を誘導するという方向にしていかないと、でき上がった団地で世代が高齢化されていくと、そこを何とかというのはなかなか応急策は難しいと考えております。かといって、やはり市内の資産、財産ですので、既に高齢化しておられる団地等についても何らかの振興策を工夫していきたいというふうに思っています。

それと、詳細はまた部長から答えますが、既に取得した土地につきまして、課題はありますが、これはやはり目的があって計画があって、本来、土地を取得すべきものです。それが今、逆になっています。これについては、やはり一定の覚悟、過去の傷をなめていて

も仕方がないので、現時点でいわゆる損切りも含めて対応せざるを得ない局面も出てくるのではないかなというふうに考えております。そういうことを含めて、今回の集中改革プランの中ですべてをリストアップして提案をさせていただいているというつもりです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、本田議員の再質問にお答えします。

概要につきましては、今、市長の方にお答えをいただきました。私の方から、詳細ではございませんが、まだ引き継いだばかりでございますので心の整理ができておりませんが、その思いでしゃべらせていただきます。

私も平成13年度に国、県対策をやっていました。そのときから思っておりましたのは、やっぱり国道関係、県道関係、これは野洲市が事業主体じゃございませんので、采配が振れない。あくまで要望しかすることができない。一抹のじれったさを感じながら、今、仕方をお答えしました。地元の調整なり、それは市ができる最大のことでございますので、今それに全力を傾注して頑張っていきたいなという思いをいたしております。

特に国道8号、平成19年3月議会に当時の部長がお答えをさせていただいた。これも私、ちゃんとコピーを持っておりますけども、なぜ進まないのか。一番の大きな要因は、近隣の市とまたがっている国道がございますので、なかなかうちだけで単独で進めないという状況がございます。地元調整も大分進んでまいりました。もう幾つか越えなければならぬ山がありますけども、それに向けてこれから私も頑張っていきたいなと思っておりますので、何とか野洲市の中で解決できるものは目処を立てていきたいなというふうに思っております。

そして、野洲川の西詰でございますけども、これも先ほど言いました県の主体でございますので、ほぼ、今、課題は解決をいたしましたので、ようやく詳細設計の目処がつかしました。これから同時にまた用地測量にも入っていきますので、県と一緒に用地交渉に入って、何とか地元の方を説得、理解をいただく、これは野洲市として大きな役割だと思っておりますので、それに全力を傾けていきたいなというふうに考えております。

そして、その間の交通安全はどうするのや、交通対策はどうするのやという質問もございました。これにつきましては、守山警察署と連携をとりながら、何とか事故がふえないような方法をこれから取り組んでいきたいなというふうに考えております。

そして、次に、三上小学校の県道の前でございますけども、これは引き継ぎがあったの

かということでございます。いろんな関係で私はまだ引き継ぎを受けておりません。受けていない理由があるんですけども。ただ、前の副市長にはきちっと引き継ぎを受けているようでございますので、これからまた詳細にわたって引き継ぎを受けていきたいなど。

ただ、大体の流れは聞いております。ちょうど三上幼稚園が改築をされたときに、あそこら辺が非常に交通関係がネックになっていたということでございますので、何とか解消していきたいということもございましたし、ただ、ご指摘がありましたように、用地の問題が若干ありますし、交通形態の問題もございます。その点につきましては、今ある課題を県に、先ほど言いました図面もでき上がっておりますので、この図面をもとに再度交渉をしていきたいなというふうに考えております。

そして次に国道1号の野洲水口バイパスでございますけども、湖南省の方は進んでいるけれども野洲市の方は進んでいないということでございます。ご存知のように、湖南省は今現在、国道1号バイパスを整備いたしておりますので、その関係で工事は進んでおるという関係でございますけども、野洲市に入っては、まだそこまで事業が進んでいないということでございます。これも要するに大きな課題と受けとめておりますので、引き続きこれも県について強力に要望してまいりたいなというふうに考えております。

また、住宅団地につきましては、今、市長の方からお答えいただきましたけども、住み替え支援の関係をもう少しというお話もございました。この制度は、高齢者が所有する一戸建ての住宅等をこれから広い住宅を必要とする子育て世帯に賃貸する制度ということでございます。これについては以前に本田議員からもご提案をいただいたということでございます。この普及啓発を図ってまいりたいなというふうに考えております。

そして、急傾斜地でございますけども、今、山出の方、進んでまいりました。先ほど申しました、まだまだ市内にはそういった危険箇所もございます。特に住宅が張り付いておる箇所を重点的にこれから県と事業場所、一部、大篠原地先でこれから事業を考えておられるという話も聞いておりますので、そういった事業を進めていくように。ただ、急傾斜地は非常に事業費がかさむということもございますけども、周囲の安心安全を守る上でぜひとも必要な事業でございますので、これも県に強力に要望してまいりたいなというふうに考えております。

駅前関係につきましては、契約内容でございますので、所管いたします総務部長の方から多分お答えをしていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 本田議員の再質問で、野洲川の堤についてお答えを申し上げます。

ここの土地につきましては、河川の廃堤敷地としてもともと1万平米ほどあったわけなんですけども、平成3年ごろに、今ありますけども、県の警察官舎として約4,000平米を活用されたということで、それ以後については県としてはあの土地を使うという意向はないということで、あとは地元の方に払い下げをしていくという方向、市とも話をする中で進めております。

市としましても、市街化区域の中のある意味ではパブリック、防災面も含めて、特にあの周辺地域というのが住宅が密集しておりますので、災害時、また、今言うているように、少し市民の方に集まっていただく、周辺の方が集っていただく場として公共の施設として整備が必要ではないかという判断のもとに取得をしたということでございます。

今ちょうど元金で償還できますと半分が償還したと、残り1億2,500万円の半額分が今後の償還ということになりますけども、集中改革プランの中で今持っている土地ができるだけ早く有効活用して、少しでも。全額を投資した分が戻るというか、ある意味では公共施設の先行投資的な用地取得ということですが、不用な残地部分については、やっぱり今の状況ですので、早く決断をしながら処分もできればと、こう考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 循環バスの無料パスの件について再質問にお答えいたします。

あまり所得が変わらるので1回でいいじゃないかというようなご指摘でございますけども、やはり公平性の観点からは、あまり所得の変動がないにしても毎年調べるというのが本意であろうと思います。ちなみに70歳になられる方が毎年400人ほどおられるという現状でございます。先の8月4日ですか、地域公共交通会議というのが開催されまして、その中でも高齢者の方のご意見もお伺いしておりますけども、応分の負担はやむを得ないのではないかなというような声もちょうだいしているというふうにお聞きしております。

今般の均一料金で有料化させていただきまして、わかりやすく乗車しやすいといったふうに変えることによりまして約四百数十万円の収入増となるわけでございますけども、この運行収入で今年運休しました土曜日の復活も可能になるということで、こういった創意

と工夫をすることによりまして費用対効果も考えもって効率的かつ効果的な事業運営を図ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再質問にお答えをいたします。

J R 複々線化の用地の賃貸借料といわゆる給与所得者への駅前の貸付料については、整合性はどうかというようなお尋ねでございます。これにつきましては、いずれも該当地の近傍地の固定資産税の課税標準額を基礎として貸付料を算定しておりますので、整合性はとれているものと考えております。

それから、貸し付け単価で坪当たりの価格は幾らかというようなお尋ねであったかと思いますが、J R 複々線化の方の賃貸借料でございますが、ここにおきましては、坪当たりで申しますと3,305円でございます。年坪当たり3,305円ということでございます。また、給所会の関係におきましては、坪当たりで申しますと9,863円ということで、それぞれ貸付契約に基づいて貸し付けを行っておるところでございます。差があるということでございますが、これはいわゆる調整区域と市街化区域の土地の違いから生ずるものだということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 国道8号バイパス道路ですけども、透明性が高くなったら時期が言えなくなったという、これは非常に理解しにくい状況です。でも、進んでいることはあるんだろうと理解しています。ただ、私、平成8年に当初ここに参りましてから今日まで、この問題にずっと取り組んでまいりましたけれども、そのときからどうしても先が見えない事業計画でしかない。国が相手とはいえ、一定の時期を示しながらやっていくことは非常に肝要ではないかなと。そのことが促進する一因にもなるだろうと思うんです。ぜひ国との間でいつまでにどういう目処を立てていくんだという見通しぐらいは立てていただいて、その中で活動していただきたいと思います。

今、既にこの図面にありますように、平面交差に変わったわけですね。立体交差から高架方式から平面方式に変わってきて計画が進められると思うんです。それはそれで間違いないのか。あくまでも高架方式なのか、お伺いしたいと思うんですけど。

そういった中で何とか進捗状況が見えるように、そういった解決、日程なりつくって

ただけたらと。細かいところを要望しているわけではございません。大体、工事着工はいつごろになるんやと、どこまでどういう調整をしていくんやということは示していただききたいなと思います。

西詰交差点については、橋のつけ替えというのは、情報としての提供も以前もございましたけども、ただ、本当に早くしていただかないと、事故が絶えない交差点でございますので。いつごろを目処にするんやという見通しは何らかの形で議会への報告もお願いしたいなと、こう思います。今決まってないことを言えということは無理だろうと思います。できるだけ早く、そういった提案をしていただきたい。

三上小学校前の交差点と、それから歩道ですけども、歩道は子どもたちが中学校へ通う自転車の通行道路としても非常に混雑しているんです、歩道が。小学生と中学生と一般の方々も混在して、自転車と歩行者が通行していますから非常に危険である。中学生はどういうことかと言いますと、車道に出て走らざるを得ない状況が発生している。それはなぜかということ、やはり片側にしか歩道がない、歩道が狭いと、こういったことなんですね。

県が何で必要ないと言っているのかということがよく理解できないんですけど、実態を調査してないんじゃないか、こんな気がいたします。市としてはそういった実態を調査して、強く県に要望していただきたいなと思います。そのことについて見解を伺いたいと思います。

三上小学校前交差点ですが、ここを改良していただきますと渋滞を避けたバスの運行というのも可能性が出てくるわけですね。バスだけでも工業団地を抜けて駅方面に向かう道路として利用できないか。当時もそういう検討がありました。ただ、途中で通学路と交差しますので、小学生の安全をどう確保するかと。これは保護者の皆さんと調整する課題となるであろうと思います。先ほど他の議員も尋ねられましたバス利用についても、バスの時間がそういう渋滞を避けて通行できるならば、その可能性があるならば、これは促進できる、まちの施策としても大きな柱になるんじゃないか、こういう気がいたします。改めて交差点改良の見通しについてお伺いしたいと思います。

駅前の駐輪場経営の賃貸料ですけれども、年間とおっしゃいましたけど、随分安いんじゃないかなと。いずれの方も安いのかと。お伺いしますと、坪単価で1,000円から1,500円というのが駅前あたりの妥当な値段かなということも聞いておるわけですけども、それにしたら安いんじゃないかな。負担を強いる以上は、やはりお貸ししている方々からも一定の必要な料金はいただくということも大切であると思うんですが、それについての

再度の見解をお伺いしたいと思います。

土地利用の野洲地先の廃川敷ですけども、やはり何とか、本当によかったなと思えるような利用をしていただかねばならないだろうし、今、この管理は地域に任されていますね。市は何もしていない状況です。取得しただけで管理はほとんどしていないという、これが本当に正しいことなのかどうかということをお伺いしたいと思いますし、もう一つ、土地がこういうようなわからなくなる背景には、土地の管理が一元化されていない、健康福祉部が管理したり、総務が管理したり、それぞれの所管課がやっている。総合的に管理する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、それについての見解をお伺いしたいと思います。

近江富士団地を含めた住宅団地の住み替え制度利用は、これは積極的に進めていただきたいと思うんですが、ただ、これは市だけではできないだろう。民間の力をかりないことにはできないだろうと思います。こういったことについて民間業者との協議、こういったことは進んでいるのか進んでないのか、また、それを前提とした調整というのはどのような形になっているのか、お伺いしたいと思います。

急傾斜地については、できるだけ早い整備に取り組んでいただかねばならないだろうと思います。

集中改革プランの中での無料パスの件ですけども、できないことを一生懸命答弁いただくよりは、やはりぎりぎりのところで声を上げられない弱者の方々の声が聞けるような制度でもって対応していただきたいなと思います。そのために、各地域には民生委員の方々もいらっしゃるわけですから、いろんな方々と連携して、生活に困った方々が声が出せない、こんな状況でない、声が聞ける行政であってほしいな、このように思います。答弁は要りません。

最後に、集中改革プランというのには私も基本的には賛同しておりますが、やはりすべての施策について、市民の生命を守るという観点からの施策の見直しということにもぜひ取り組んでいただきたいなと思います。いろんな意見がございしますが、個人や団体の既得権益にこだわらずに今回の改革は積極的に進めていただきたいと思いますし、そういった中で思い切った手腕を発揮していただきたいなと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、ぎりぎりのところで行政の手を差し伸べることが役割だろうと思いますので、今後のそういった検討も含めて実施していただくようお願いしておきます。

以上、答弁をお願いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。また同じように、全般を私の方からで、個別に部長の方からです。

たくさん宿題をいただいている気分がめいってくるような感じで、何か4年間宿題ばかりで、さっき申し上げたように、一挙には手をつけられないので、ご指摘のところはかなり問題視をしておりますが、過去の約束もあります。やはり一貫性も必要だと思っておりますので、そこはにわかにかじを切れない。切れば危ないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、土地の問題なんですけど、一元化はしたいと思っておりますけども、買った経緯が、ない目標をあるようにして買っていますから行政財産にせざるを得なかった、行政財産でなければ買えなかったわけですし、いきなり普通財産に落とせない。まだもっと巨大な行政財産がございますが、あれこそ普通財産であると思っております。これは就任以来きちっと整理をしたいと思っておりますが、そういう経緯があります。むしろ本田議員の方がお詳しいと思っておりますので、辛抱強く見守っていただきたいというふうに考えております。

それと、開発につきましても、本田議員もおっしゃるように、やはり民と一緒にいかないといけません。特に市内の不動産等、あるいは開発しておられる方の積極的な関与も必要ですから、できるだけ問題点を共有化しながら進めていきたいというふうに思っています。

それと、無料パスにつきましても、ご指摘のように、本当に大変な方がおられるというふうに思います。ただ、それだと90円のバス代だけの問題ではなくて、もっと大きな問題が隠れているはずですから、むしろバスに関しては90円弱をいただくという中でやらせていただいた方がいいのかなというふうに私は思っております。

そもそも、やはり安心、将来の見通しが無いというところが今、日本の課題だと思っております。言われているように、国民の金融資産が1,500兆円を超えると、その中の政府の金銭の債務が地方・国を入れて800兆を超えているという形で、結局、国民はお金を使わないで政府が金を使っているという異常な事態になっています。これは、やはり地域に安心があれば市民の方は100円でも200円でも使っていただける、ただ少しでも将来が心配だから恐らく使われないんだろうと思っておりますから、むしろそういう形でしていきたいと思っております。

それと、細かい話といたらあれなんですけども、三上の交差点につきましては、検討しておりますが、あそこの旧の今、市道になっている部分の安全性の確保と地域の了解を得ない限り、あそこに今よりは大量の車が流れることとなります。だから、そこも踏まえないといけないと思っております、交差点改良は必要なんですけども、そういった改良でいいかどうか。あるいは、これは大胆な検討案ですけれども、あそこの道を三上の方から来て野洲の方へ向かっていくのは、直進の車も結構あります。ですから、国8の渋滞だけの話ではなくて、3車線を提案するとかといったこともあり得ると思っておりますが、これまであまり県等にそういった提案をしてきていません。ですから、一挙に交差点云々というよりは、もう少し総合的に道路行政を考えて対策を立てていきたいと思っておりますので、またご理解とご支援いただくことをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、本田議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

特に国道8号バイパスの見通しはということでございますけども、先ほど当初の答弁でもお答えしましたとおり、恐らく用地確保から工事完成までおおむね10年程度は必要であろうと。まだその用地確保まで至っていないのが現状でございますので、誠に申しわけございません、いつごろになるのかというのはなかなかお答えにくい。答えますと、またそれが1つのネックになってしまうこともありますので。ただ、先ほど言いましたとおり、野洲市で一番解決せねばならない地元の調整、それが一番最大のコントロールポイントだと思いますので、それに向けて全力で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それと、質問の中に高架方式が平面方式に変わったのではないかとということでございますけども、一部、平面交差を要望されている自治会もございますけども、これはまだ最終決定いたしておりません。その最終調整を今現在行っているということございまして、当然、対岸の隣接の市にも影響しますので、そこら辺と滋賀国道事務所とこれから調整を図ってまいりたいなど。大体の調整はできておりますけども、最終はこれからもう少し詰めなければならないという状況でございます。

三上の小学校前につきましては、今、市長に答弁していただきました。

次に、バス路線の関係でございますけども、循環バスにつきましては小型化を図るというものの、三上についてはいろんな関係で、現在利用している大型バスを使うということもございまして、そういった形態並びに利用者等の意見もございまして、そこら辺を

慎重にこれから協議を重ねていきたいなというふうに考えております。

それと、住み替え支援の民間業者との調整はということでございますけども、まだそこまで至っておりません。私も着任しましたので、早速これに取り組んでいきたいなと思っております。ビジネスモデルとして何とか成り立たないかなというのを踏まえまして、これから詳細に検討に移っていきたいなと、業者の方と調整を図っていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 本田議員の再々質問にお答えをいたします。

公有財産の貸付料が安過ぎるのではないかなというようなご質問をいただいたと思います。が、本市におきましては、公有財産、普通財産の土地の貸付料につきましては、野洲市使用料条例の規定に基づき決定しているわけございまして、先ほど申し上げましたとおり、課税標準額の5%を乗じた額を貸付料として契約しておるところでございます。

ちなみに他市の紹介をさせていただきますと、本市は今の5%でございますけども、湖南の草津、栗東、守山におきましては4%を乗じて貸付料を算出されておるというところでございます。私ども本市については、決して安価に貸し付けをしておるものではないというふうには考えております。

しかしながら、公有財産の使用料におきましては、今回の進めております集中改革プランに関わりまして平成22年度に現行の使用料条例全般にわたりまして見直しを行っていく予定でございます。この見直しの結果におきまして、公有財産の貸付料につきましてはしかるべき時期に改定をしていく予定をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

（午後2時11分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第11号、第19番、鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） どうも皆さん、ご苦労さんでございます。本日の一般質問、私で最後やということで議長の方からお聞きしております。お疲れだと思いますが、よろし

くおつき合いの方、お願いしたいと思います。

まず、2題において質問をさせていただきます。私もいよいよ10月をもってこの任期を全うするというところでございます。一般質問も最後ということでございますので、その点も踏まえて理事者の方にはよろしくご回答をお願いしたいと思います。

まず、財政健全化集中改革プランと自己財源の確保について質問をいたします。

過日、商業新聞に米原市の記事が載っておりました。その記事は庁舎を一元化するという内容のものでございました。4支所あるのを一本化に統一するというような記事でございました。我々野洲市におきましても分庁舎の議論がさまざまな形で出ております。私は、そういう部分に関しまして、やはり市長が出されております、一本化して、あとの旧中主町の庁舎につきましても公共性のある有効な利用方法等を検討していただき、進めていただきたいというような思いでございます。そして、また我々議員もその件に関しまして、市民の皆さん方にサービスは悪くないと、防災センターにおいて今まで以上のサービスが継続できるということを議員の皆さん、市民の方に周知してもらおう、そういうことをお願いしたいと私は思っております。

それでは、早速、本題に入ります。法人市民税の落ち込みにより本年度当初予算、前年比10億円減の160億円で予算編成されています。この問題は今始まったことではありません。数年前より財政非常事態宣言が出されているにも関わらず、毎年、財政調整基金を取り崩し、先のことを考えず、背伸び、高げたを履いた、いつ転ぶともわからない予算編成がされてきました。その結果が今日のような事態を引き起こしたと言えるでしょう。行政も議会も大いに反省しなければなりません。

今回、素案として出されました財政健全化集中改革プランの全容について、1から8項目における作業手続、プラン実行期間22年・23年度の2年間と定め、それ以外の対策は原則22・23年度施行を目指すとして記されていますが、その分類についてお伺いいたします。

次に、その件に関しまして、都市計画税導入の手法、実施期日についてをお伺いします。

今回の集中改革プランは、徹底した無駄の排除、行政運営のスリム化を図ろうとする案であります。人間の体でいえばメタボの治療だと私は思っております。しかしながら、市民にはそれ相応の負担をかけねばなりません。削減には限界があります。行政として今後の自己財源の確保をどのように考えておられるのか、お伺いします。

先ほど市長が自己財源の確保は早急にできるものじゃないという、そういうような答弁

がございました。それは私も感じ取っております。やはり、これからそうした自己財源の確保というものについてきっちり庁内で物事を整理していただいて、その方向性を見極めながら進めていっていただきたいという思いでございます。

ちなみに、私の記憶におきましては、私は昭和63年に初当選させていただきまして、平成三、四年ごろの私たちの野洲町におきましては自己財源のパーセンテージが65%というような、それはIBMとか、そういう一流企業が全盛のときでございます。65%というような自己財源比率の年もあったように私は記憶しております。そうしたことから、今後におきまして、さまざまな手法を講じての自己財源の確保をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、工業振興助成金の交付事業について。いわゆる工業振興条例の件でございます。

今回の補正におきまして負担金及び交付金で3,000万円が計上されております。平成22年度以降の交付計画を示し、それに対する税源確保の推移はどのようになるのか、示していただきたいと思っております。

以上でございます。明快な答弁がいただけたら再質問はしないという思いを持っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいまご質問ございました鈴木議員からのご質問の財政健全化集中改革プランと自主財源の確保について、お答えいたします。

1点目の素案の全容の作業手続と集中改革プランの施行時期、そして、その分類についての考え方でございますが、素案では平成21年度予算を基準に129事務事業の財政上の効果につながる改善項目と抑制項目を提案させていただいております。

このうち予算対応を除きまして、関係者との調整や制度設計が必要な109事務事業を対象といたしまして集中改革プラン（素案）進行管理シートを作成いたしまして、7月から月初めの庁議におきまして、毎月の計画と実績を検証して成案化に向けた取り組みを行っているところでございます。

次に、プランの施行時期とその分類についてお答えいたします。

見直し素案の中で1から8項目のうち「当分の間」と明示しているものにつきましては、一般職員給与や各行政委員会報酬、道路維持工事費、自治会活動活性化補助金、県下一斉清掃交付金、図書館新刊整備事業などの21事務事業を挙げておりまして、効果額として約2億1,000万円を見込んでおります。今年から平成23年度までが財政状況が特に

厳しいということから、市民の皆さんに2年間、少し給付を抑制させていただくことやご負担をいただくことで平成22年度予算からの対応を考えております。

それ以外の対策につきましては、高コスト体質の改善と受益者負担等の適正化を図ろうとするもので、各種施設の見直し、市内循環バス運行事業、ごみ収集手数料、各種検診負担金等の108事務事業を挙げており、効果額として約7億5,900万円を見込んでおります。

また、施行時期につきましては、原則平成22年度からの施行を考えておりますが、市民への周知期間が必要なものや制度設計に時間を要するものにつきましては、平成23年度の施行を目指しております。

次に、3点目の自己財源の確保についてでございます。

中長期を見据えましては、市街地の拡大や企業誘致によります固定資産税や法人市民税の収入確保と商工業の活性化や雇用と所得の安定対策といった、元気な野洲のまちづくりにつながる政策展開による市民税収の確保を図る必要があると考えております。

また短期的には、市が保有しております遊休財産を今回の集中改革プランの実現にあわせて整理し、個別に資産運用や売却の検討を進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私の方から、鈴木議員2点目の都市計画税の導入に係りますご質問についてお答えをさせていただきます。

都市計画税導入につきましては、集中改革プランにおきまして中長期を見据えた、元気な野洲のまちづくりにつながる政策、都市的なまちづくりの推進、都市基盤整備の推進のため、安定した税収の確保に都市計画税の導入の検討を行っております。

手法、導入時期につきましては、税を充当すべき事業あるいは税率などの課題を検討し、議会での議論、また市民への説明を行いながら条例改正や賦課システムの改修などを行い、現段階では平成23年度から開始できるように進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、鈴木議員の工業振興助成金交付事業につきましてお答えをいたします。

1点目の平成22年以降の交付計画でございますが、助成金につきましては単年度ごと

の予算対応としております。財源となります税金について今後も厳しい状況が続くことが予想されるため、現段階での交付計画は立てられないのが現状でございます。

2点目の交付計画に対する税源の確保ということでございますが、財源の確保という観点でお答えしたいと思います。ご質問にもありましたように、今議会に臨時交付金を財源に3,000万円の追加補正を提案いたしております。今後、景気の早期の回復や新規立地企業の本格操業などにより助成金の財源となります税金の回復を期待したいところでありますが、まだまだ厳しい状況が予想されることから、助成金の財源確保につきましては推測できない状況でございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河野 司君） 鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） 集中改革プランにおきましては129事業、これだけの事業を職員の皆さん方がやられたということに関しまして、私は非常に敬意を払うところでございます。本来ですと、こういう業務には必ずコンサルがついて回るのが今までのやり方だったんですが、そういう件に関しまして職員自らが汗と知恵を出し合っただけでつく上げたものだというので、これは大いに進めていってほしいという思いでございます。

そこで、1つ、自己財源の確保でございますが、既に私どもの市におきましては、野洲市土地利用計画あるいは都市計画マスタープランで定めておりますサブゾーンの有効活用、こういう計画が、ただ計画だけに終わるといふことじゃなしに、先ほど市長がおっしゃってました、やはり民間との連携によりそれを具現化していく、実現していく、そして、その成果物を市がいただくという方法をとっていかなければ、今までのような補助金をどんと出して区画整理事業をするんじゃなしに、あくまで民間活力による手法を用いていかねばならんと私は思うわけでありませう。

そこで、市の役目はいったい何をするのかと言へば、やはりその地にまたがるさまざまな法的なものの解除をしていただかねば、そういう事業は実現できないと思ふんです。いわゆる規制緩和というんですか、規制を外していただく、そういう作業を行政は行政で分担していく。事業は事業で民間活力を利用していく。そうした中でまちづくりをし、安定した固定資産税という財源を確保していくというのが私の考えているパターンでございます。

ちなみに、今年度の3月当初予算の中で、市税が全体の構成比の中で51.1%ですね。その中で固定資産税が占める率が25.7%なんです。例えば法人税なんかの場合です

と、やはりピークがございますね。波があります。今回みたいに去年の12月のような景気に左右されてどんと落ち込む、法人税の落ち込みなんてひどいものですね。ところが、片や固定資産税の場合はあくまで固定財源という形であらわれてまいります。そうしたものをきっちりつかんでいただき、採算性の低い農業あるいは商工業、そしてまた老人福祉、教育、医療というような形でその財源を回していく、いわゆる還流型社会にもっていくというのが本来の行政運営だと私は考えております。ですから、そうした固定財源を確保できる手だて、それをきちっと明確に示していただきたいという思いでございます。今、考えがなかったら答えは要りません。

そして、次に工業振興助成金事業でございますが、この条例に関しましては、法人が、特にIT関係の事業が物すごく好景気のときにこの条例を制定いたしました。今、部長が回答でおっしゃいましたが、要するに税の回収の見込みが立てられないというような回答でしたね。税の回収ということが。税源確保ですよ。この部分に関して、投資した部分に関しての税源の確保が、景気が悪いから立てられないというような回答でしたね。ところが、私たちがこの条例制定をしたときに税の確保についてのシミュレーションを出されておるでしょう。それなのにどうして立てられないんですか。景気が悪いから立てられないんですか。

景気が悪くてもよくても、流動資産なんかにおいては、当然、設備投資を控えていくわけですから、その部分は入らないにしたかて固定資産の最たるものは当然入ってきますわね。例えばオムロンとか、今の新工場を建設された、また村田さん等については立地促進法で固定資産税の猶予が2年間ありますね。でも、それを差し引いて、2年間を差し引いて、今まで投資した部分に関しての税源確保というのは、これは立てられるはずなんですよ。そうでしょう。部長、そうでしょう。

ほんで、私は今日で最後やさかいに、しょうもない質問しないために、そういう部分について、あなたたち、ちゃんと答えなさい。わかりましたか。これで終わります。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えします。

1回目の回答で私も勘違いしておりまして、今回、予算を組むにあたりまして、その税源確保というようなことでもございましたので、実際、助成金を払うためには目的税でもございませぬ、これ、一般広く使われるものでございませぬので、助成金を払うための税ではないので、そういう答え方を1回目ですせていただきました。

ただ、今、鈴木議員おっしゃるように、条例制定に私も絡んでおりました。平成17年の3月議会でして、そのときにもご説明申し上げたように、先ほど鈴木議員がおっしゃったとおりでございます。新しくふえた固定資産税を見込んでの助成金支出ということでございますので、当然、シミュレーションもしております。結果、20年度末で約8億の助成金を支出してございます。そして、実際、その助成金対象の、いわゆる新築あるいは増設という部分での固定資産税が20年度末で、その新造分だけでございますが、6億8,000万入ってございます。そして、それが21年度になると約11億2,600万入る予定でございまして、トータル助成金15億ほど支出予定があるんですけども、22年度から23年度にかけてほぼ回収できるだけの見込みはシミュレーションでなっております。

それで、先ほど村田製作所という話もありましたが、村田製作所の分も1棟分新築を助成金対象、1億円の対象としておるんですけども、それも当然含んでの税収見込みを立ててございます。そういうことで、23年度には助成金15億の固定資産税が入ってくるという予定を立ててございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(河野 司君) 政策調整部長。

○政策調整部長(南 喜代志君) ただいまの鈴木議員からの再質問にお答え申し上げます。

固定的な安定した財源の確保を目指してということで、サブゾーンの有効活用というお話もございました。つまり、新幹線と電車基地に挟まれたあの区域でございますが、大体、私が記憶しております範囲では、あの地域全体で約50ヘクタール近くあると思っておりますが、一部を除きまして未整備農地がほとんどでございます。ただ、現実といたしまして、農振農用地の指定地域でもございます。用水は辻ダムの田がかりになっていると思っております。今後、その周辺で今検討を始めております祇王駅との関連も出てまいりますけれども、ここが有効な住居系なり、そうしたものにうまく土地利用転換が図っていけますならば、こうした有効活用、あるいは安定的な固定財源の確保につながっていくのではないかなど、このように思っております。

今後、この地域の有効活用について、市といたしまして、庁内の議論を経まして方向性を見出していきたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 鈴木市朗君。

○19番（鈴木市朗君） もうよろしい。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後2時52分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年9月7日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 藤下茂昭

署名議員 中島一雄